

令和5年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第24号）						
招集年月日	令和6年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年3月7日 午前10時00分			議長	森岡 勉
	散会	令和6年3月7日 午後4時48分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	3番 難波 文美 4番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	高田 真之	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	中竹 健次	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	橋本 英樹	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第24号）

- 日程第 1 議案第72号 令和6年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第76号 令和6年度あさぎり町水道事業会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第77号 令和6年度あさぎり町下水道事業会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第72号 令和6年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第76号 令和6年度あさぎり町水道事業会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第77号 令和6年度あさぎり町下水道事業会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
-

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑、加えて議案第51号から議案第52号及び議案第56号についての質疑を行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第1、議案第72号令和6年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし説明を求めます。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） それではまず予算書の説明の前に資料のほうから説明をさせていただきます。ただいま送付いたしました資料は、令和5年度当初予算と令和6年度当初予算を性質別に分類し比較したものでございます。まず1番下の合計を御覧頂きたいと思っております。令和6年度当初予算額は122億5,741万4,000円となりまして前年度と比較して1億539万5,000円の減となっております。それでは増減の主なものにつきまして説明をさせていただきます。まず1番上の町税ですが、償却資産の増による固定資産税の伸び等によりまして町税全体で3,438万7,000円の増となっております。次に地方譲与税、その下の利子割交付金から地方特例交付金までの各交付金につきましては、多少増減はありますがその中で地方消費税交

付金につきましては、令和6年度地方財政計画における伸び率を考慮し、1,729万5,000円の減となっております。次に地方交付税ですがまず普通交付税につきましては、1億3,000失礼しました1億8,021万3,000円の増となっております。これは当初予算における財源調整によるものでございまして、本年度の交付実見込みとしましては若干増加するものと見ております。また特別交付税の増につきましては、地域おこし協力隊等交付対象事業への取組状況を踏まえ5,000万円の増を見込むものです。次に分担金及び負担金ですが、国営川辺川土地改良事業の負担金の減等により731万9,000円の減となっております。次に国庫支出金及び県支出金につきましては、右に記載しております交付金・補助金等により増となっております。次に繰入金につきましては、右に記載の5つの基金からの繰入れにより1億1,595万2,000円の増となっております。一番下の最後一番下の町債ですが、第二庁舎建設事業、中学校長寿命改修事業等の大型公共事業の終了により8億120万円の減となっております。次のページをお願いいたします。続きまして歳出について説明いたします。まず義務的経費につきましては、人件費のうち退職手当組合負担金の増などにより全体で3,160万6,000円の増となっております。次に投資的経費ですが第二庁舎建設事業及び中学校長寿命改修事業等が終了したことから、8億6,761万円の減となっております。次にその他の経費ですがまず物件費につきましては、備品購入費におきまして第二庁舎関係備品や小型動力ポンプ車積載車などの減により1億1,016万3,000円の減。またその他使用料等におきまして中学校改修事業に伴う仮設校舎の賃貸賃借料の減もあり3,986万8,000円の減となっておりますが、委託料では地域おこし協力隊活動支援委託料、鉄道事業再構築実施計画策定業務委託料等の増により1億7,628万1,000円の増となっており、物件費全体では4,058万1,000円の増となります。次に補助費等ですが、地域脱炭素推進補助金の増、光ブロードバンド整備事業補助金の増などにより5億4,481万6,000円の増となっております。最後に投資・出資・貸付につきましては、シルバーエイト負担金分の減により2,631万7,000円の減となっております。以上で当初予算の性質別分類比較表の説明とさせていただきます。続きまして令和6年度一般会計予算書について御説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条第2項から読み上げさせていただきます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。9ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為です。8件の事項につきまして債務負担行為の設定をするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。財政課所管分としましては4番目の町長公用車賃借ですが、町長公用車のリース契約となります。次のページをお願いいたします。第3表 地方債です。令和6年借入予定の事業につきまして限度額、

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。ここで147ページをお願いいたします。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。地方債の区分ごとに前々年度末現在高、前年度末現在高見込額及び当該年度末現在高見込額を記載しております。1番下の合計を御覧頂きたいと思っております。中ほどでございますが、当該年度中起債見込額の合計が10億6,480万円。当該年度中元利償還見込額が10億8,379万8,000円となり当該年度末の現在高見込額は122億8,137万3,000円となる見込みです。続きまして財政課所管分の歳入について御説明いたします。14ページをお願いいたします。歳入について御説明申し上げます。2枠目の目1地方揮発油譲与税から1番下の目1地方道路譲与税までの各地方譲与税につきましては、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでありまして国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願いいたします。1番上の目1利子割交付金から次のページの2枠目、目1環境性能割交付金までの各交付金につきましては、県税として徴収したものを一定の基準により地方に交付されるものでこちらも国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願いいたします。3枠目、目1地方特例交付金は、恒久減税及び定額減税による令和6年度の個人住民税の減収による地方税減収分について一部補填されるもので、同じく国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次の目1地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては地方財政計画から算出し今回当初予算の財源調整により計上しております。その下の特別交付税につきましては、2億5,000万円を計上しております。次18ページをお願いいたします。目1総務使用料の行政財産使用料は、使用を許可する行政財産の使用料を計上しておりまして主に自動販売機設置使用料でございます。次26ページをお願いいたします。2枠目の目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入は、普通財産の貸付収入の現年度及び過年度分を計上しております。その下節2その他普通財産貸付収入の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付料でございます。次のページをお願いいたします。1枠目の節1土地建物売払い収入は費目存知となります。次に3枠目の繰入金 1番上の目1財政調整基金繰入金ですが財源調整分として繰り入れるものです。1番下の行、目6公共施設整備基金繰入金は、本年度予定している公共施設個別施設計画事業の一般財源相当分について繰り入れるものです。次のページをお願いいたします。1枠目の目7減債基金繰入金は、個別施設計画事業に係る地方債元利償還金のうち交付税措置相当分7割を控除した残り3割分について繰り入れるもの。また令和5年度3月補正予算で臨時財政対策債償還基金費分として積立てた積立金を令和6年度7年度に半額ずつ繰り入れるものです。3枠目の目1繰越金は前年度繰越金として3億円を計上しております。次30ページをお願いいたします。1枠目雑入の説明欄8行目施設光熱水費は、旧庁舎等貸付に伴う電気料及び上下水道使用料です。次のページをお願いいたします。町債ですが目1総務債の節1臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により地方債に振替られるものでございまして地方財政計画により算出した額を計上しております。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出について主なものを説明させていただきます。37ページをお願いいたします。まず目4財政管理費ですが、財政課職員の人件費のほか次のページをお願いいたします。中ほどの節12委託料では、地方公会計に伴う財務書類の作成支援及び固定資産台帳システム保守業務の委託料を計上しております。次のページをお願いいたします。目6財産管理費

で財政課所管分としましては、旧庁舎及びその他の普通財産と公用車の維持管理費を計上しております。次のページをお願いします。節12委託料の上から2つ目公衆トイレ清掃委託料、その下の財産管理作業委託料は財政課が所管する施設の清掃作業委託料及び除草作業委託料を計上しております。次のページをお願いします。節17備品購入費では、公用車更新に伴い軽自動車1台分を計上しております。次45ページをお願いいたします。目14基金費の積立金ですが説明欄の3行目公共施設整備基金積立金は、基金利子分を次の財政調整基金積立金は基金利子と前年度繰越金の予算額の2分の1に相当する額を計上しております。その2つ下の減債基金積立金は基金利子分を計上しております。次126ページをお願いいたします。1番下の枠ですが公債費の目1元金及び目2利子におきまして長期債元金及び利子また一時借入金の利子を計上しております。次のページをお願いします。次の予備費につきましては前年度と同額でございます。以上で歳出予算の説明を終わります。次135ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。債務負担行為として設定した事項ごとの限度額また前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。146ページまででございます。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 続きまして総務課所管分の説明を行います。9ページをお願いいたします。債務負担行為です。第二庁舎関係で番号1と2の業務委託でエレベーター保守点検委託業務、自家用電気工作物保安管理業務につきましては令和7年度から令和10年度まで、番号3の機械警備業務につきましては令和7年度から令和9年度まで複数年の契約を行うため債務負担行為を計上するものでございます。限度額は記載のとおりです。次16ページをお願いいたします。歳入予算でございます。1番下の枠目1交通安全対策特別交付金は、令和5年度までの交付額により見込んだ額を計上しております。次20ページをお願いします。2枠目の目1節2の空き家対策事業補助金は歳出で説明します老朽危険空家除却促進事業の補助金として受け入れるもので、補助率は2分の1でございます。次21ページをお願いいたします。目7節1の消防防災施設等整備費補助金は歳出で説明します防火水槽新設事業の補助金として受け入れるものでございます。次22ページをお願いします。2枠目の目1節1の自衛官募集事務委託金は交付見込額で計上いたしております。3枠目の目1節1派遣職員負担金は、地方自治法に基づく県との職員の相互派遣いわゆる人事交流で本町からの派遣職員1名の給与に対する県の負担金を計上するものでございます。次に23ページをお願いします。2枠目の目1節1総務管理費補助金の説明欄1行目の権限移譲事務交付金は令和5年度交付額に基づき算定した額を計上しております。次25ページをお願いします。1枠目の中ほど目7節1消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金は歳出で説明します球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を図る整備事業に対する補助金を計上しております。補助率は3分の2でございます。その下、消防体制強化推進事業交付金は消防組合が行う事業について構成町村で交付を受けるもので上球磨消防組合の共同指令業務の運営経費等に要する交付金でございます。次に28ページをお願いします。1枠目の目9節1の防災基金繰入金は建設課で行います住宅建築物安全ストック形成事業の財源として繰り入れるものでございます。次に30ページをお願いします。1枠目の目4節1雑入では説

明の欄の4行目の雇用保険個人負担金その下の職員健診個人負担金は収入見込額を計上するものでございます。それから下から6行目で県派遣職員住居借上負担金は、派遣職員からの住居負担金を計上するものでございます。その2つ下派遣職員人件費は令和5年度から3年間職員1名を派遣します熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れる職員の人件費でございます。その下国派遣職員住居借上負担金は、国派遣の職員からの住居負担金を計上するものでございます。次に31ページをお願いします。中ほどで目6節1消防施設整備事業債は、防火水槽新設工事2か所と消火栓工事負担金1か所に係る事業費に充てるため過疎債を借り入れるものでございます。その下節2防災基盤整備事業債は、貯水機能付給水管設置工事負担金及びその設計業務負担金、マンホールトイレ工事負担金、防災備蓄倉庫購入2基それか、熊本県地域衛星通信ネットワークシステムそれともみじ館照明LED設置と深田高山体育館のトイレ改修の設計と工事それから屋外告知放送設備実施計画について起債を借り入れるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出予算の説明を行います。33ページをお願いします。まず令和6年度の職員数及び給与費について説明いたします。令和6年度の予算上職員数は182名となるものでございます。また令和6年度の再任用職員は11名を任用するものでございます。令和6年度におきましては県人事交流及び県研修派遣、熊本県後期高齢者医療広域連合とくま川鉄道再生協議会にそれぞれ合わせて計4名を派遣し、県からの人事交流、球磨郡介護認定審査会にそれぞれ1名の派遣を受けることとしております。また令和6年度より会計年度任用職員の勤勉手当を新たに計上しております。なお職員の給与費については配置する各会計各科目に計上していることから、各会計各科目での給与費の説明は省略させていただきます。それでは歳出の主なものにつきまして目1議会費から説明いたします。議会費は議員14名の報酬等おおむね前年度と同様の議会運営予算の組立てとなっております。34ページをお願いします。上の枠で節17の備品購入費は会議映像配信用関連機器の購入費を計上しております。2枠目の目1一般管理費では、前年度比比較で1億1,100飛んで4万4,000円の増となっておりますが主な要因としましては節3職員手当等の説明欄の中ほど退職手当組合負担金について定年延長により定年退職者が出ない年度が昨年度令和5年度で特例措置で負担金が4分の1であったことから令和6年度は9,900万程度の増となっております。次に35ページをお願いします。中ほどの節8旅費の普通旅費でございますが、550万円で昨年度比較160万8,000円の増となっておりますが主な理由としましては能登半島地震被災地支援に関する旅費としまして職員5名分の関連旅費159万4,000円を計上しております。次に36ページをお願いします。上のほう節12の説明の欄3行目の区長業務委託料は、53地区の区長の委託料を計上しております。その下節13使用料及び賃借料の説明の欄4行目の住宅借上料は、派遣職員の負担軽減を図るため派遣における住居として使用する経費を計上しております。その下節18負担金補助及び交付金の説明の欄中ほどの派遣職員負担金は人事交流により受け入れる県職員の給与に係る負担金の見込額を計上するものでございます。その下目2文書管理費は前年度の実績により計上するものでありますが、節1報酬の文書配達員報酬は、3名の会計年度任用職員分を計上するものです。次に39ページをお願いします。目6財産管理費では庁舎などを所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績から見込んだ額を計上しております。節10需用費 電気料は総務課分としまして、1,118万2,000円の

うち本庁舎、福祉センターまた第二庁舎分として971万2,000円を計上するものでございます。次41ページをお願いいたします。節14工事請負費は免田保健センター西側にあります倉庫の防水修繕の工事請負費を計上するものでございます。その下節17の備品購入費は、総務課分としまして249万8,000円のうち本庁舎設置のAEDや掃除機の更新購入費として56万7,000円を計上するものでございます。次に43ページをお願いいたします。下のほう目9支所費でございますが次の44ページにかけまして支所運営に要する経費を計上しております。その下目10公平委員会費は前年度と同額でございます。その下目11交通安全対策費は節12委託料で交通指導員の業務委託料を計上しております。節14では道路中央線や路側帯などの白線の引き直しやカーブミラー等の設置に係る工事請負費を計上いたしております。その下目12防犯対策費ですが節10需用費では防犯灯及び防犯カメラの維持管理経費を計上しております。次45ページをお願いいたします。節14工事請負費は通学路等への防犯灯の整備費5基分、その下節18負担金補助及び交付金は3行目で行政区からの申請に対応する防犯灯設置助成金4基分、その下令和5年度からの事業としまして老朽危険空き家除却促進事業補助金として5件分を見込み計上いたしております。その下目13諸費では説明欄記載の各負担金を計上するものでございます。説明欄の1行目人吉球磨広域行政組合負担金括弧運営費は、行政組合予算の繰越金の減少によりまして前年度比較で418万5,000円の増額計上となっております。次47ページをお願いいたします。最下段の目19庁舎建設費は節7報償費で第二庁舎落成式のセレモニー出演の謝金それから節12は第二庁舎落成式のテントや紅白幕等の設置業務委託料を計上しております。次53ページをお願いいたします。2枠目、目1選挙管理委員会費及びその下目2選挙啓発費は、毎年経常的に要する経費を計上いたしております。目3町議会議員一般選挙費は令和6年4月に予定されます選挙執行に係る経費について次の54ページにかけまして前回の実績をもとに積算した額を計上いたしております。その下県議会議員一般選挙費とその下町長選挙につきましては、廃目でございます。次56ページをお願いいたします。上の枠目1監査委員費は昨年度と同様の運営内容で必要経費を計上しております。次に大きく飛びまして103ページをお願いいたします。目1消防総務費は説明欄記載の各負担金を計上いたしております。1行目上球磨消防組合負担金は前年度より3,378万8,000円の増額となっておりますがこれは消防組合職員の給与改定や退職手当の負担金、また上球磨消防組合庁舎関連事業分の元金償還の開始などによる増となっております。その下目2非常備消防費では前年度比較で2,496万8,000円の減となっておりますが、昨年度は消防積載車や小型動力ポンプ購入予算を計上しておりましたが今年度は計上していないことが主な要因となっております。ここでは基本団員510名、515名の報酬や出動時の費用弁償等消防団活動に要する経費を計上しております。下のほう節17備品購入費におきましては、消防ホース36本や消火栓格納箱25基、ラッパ隊のラッパ7台の更新費用を計上しています。なお令和6年度は消防操法大会が開催の予定となっております。次104ページをお願いいたします。目3消防施設費では例年同様施設の維持管理費に係る費用を計上しております。節14工事請負費では、防火水槽を2基の新設工事 須恵屯所、深田古草城と防火水槽1基の撤去工事。また消防詰所2か所の解体工事、須恵の屯所・湯ノ原を計上しております。節18では消火栓設置1基の負担金を計上しております。その下目4防災管理費では引き続き災害に強

い安全で安心なまちづくりを推進し、地域防災計画を実行するための予算を計上しております。令和6年度におきましては105ページをお願いいたします。節12委託料では球磨川水系流域治水プロジェクトとしまして、南稜高校と連携予定の雨庭設置事業の設計業務委託料を計上しております。節13使用料及び賃借料の説明欄3行目の機械借上料は須恵川瀬地区の浸水排水対策としまして、水中ポンプ等の機械の借上料、1番下の行では、防災物資の保管場所として防災倉庫の借上料を計上しております。次の節14工事請負費は生涯学習センターの駐車場に計画します雨庭の工事請負費を計上しております。次の節17備品購入費は防柵対策としましてコンテナ型防災倉庫を2基、マンホールトイレ用建具10基などの購入費用を計上しております。その下節18負担金補助及び交付金では、熊本県防災行政無線等の整備負担金その下断水時の飲料水を確保するための貯水機能付給水管設置に係る委託料と工事1基分の負担金その下は町防災士会への活動補助金その下はもみじ館に整備予定のマンホールトイレ設備設置負担金を計上しております。その下防災士資格取得講習負担金は、ひのくに防災塾の受講料等の助成を目的とした負担金として5名分を計上しております。次に給与費明細につきまして説明いたします。128ページをお願いいたします。まず特別職における給与費明細でございますが、各区分の職員数、給与費の総額及び前年度との比較は表に示すとおりでございます。次129ページをお願いいたします。一般職でございますがここでは会計年度任用職員以外の職員を記載するものでございます。次130ページをお願いいたします。ここでは会計年度任用職員の給与費の額を記載するものでございます。131ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細は前年度からの増減を事由別に分類し記載するものでございます。次132ページをお願いいたします。132ページから134ページまでは給料及び職員手当の状況につきまして各表に定める事項を記載するものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 土肥会計管理者。

●会計管理者（土肥 克也君） では会計課所管分の説明をいたします。26ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目下段の目2利子及び配当金は、各基金における運用収益を計上しております。基金の運用は説明欄に記載する11の一般会計基金と2つの特別会計基金等を一括して運用するもので、令和6年度の運用収益の総額は2,954万7,000円と見込み、その総額を各基金の1日当たりの現在高によって配分する額をそれぞれの基金に計上しております。29ページをお願いいたします。1枠目の目1町預金利子では、支払準備金に余裕のある現金を運用する短期の定期預金利子を計上しております。3枠目の目4雑入の説明欄2行目各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から各種保険料を控除する事務手数料として保険会社から受け入れるものでございます。次に歳出を説明いたします。34ページをお願いいたします。2枠目の目1一般管理費には、次のページ35ページの節10需用費の消耗品費424万円のうち100万円。印刷製本費89万5,000円を庁用の用度管理分として計上するものでございます。38ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費は、会計課職員の給与費のほか公金の収納及び支払いに係る経費を計上しており、令和6年度におきましては10月から導入される内国為替制度運営費に対応するための経費として、次のページ39ページの節11役務費に口座振込手数料とデータ伝送手数料、節12委託料に電算システム改修委託料、口座振替データ伝送業務委託料を

新たに計上するものでございます。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 説明に先立ちましてただいまお送りいたしました令和6年度当初予算のまちづくり基金充当事業一覧になります。こちらのほうは、本会議のフォルダ内執行部フォルダに格納をしているところでございます。併せましてふるさと基金充当事業一覧表も格納しておりますので後ほど御覧頂ければと思っております。それでは企画政策課所管分の説明をいたします。10ページをお願いいたします。第3表地方債です。番号2光基盤整備事業です。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。令和5年度より新規のブロードバンド整備に着手しております。令和6年度分の整備補助金といたしまして3億2,220万円を交付いたしますのでそのうち過疎債で2億9,550万円を借り入れるものでございます。番号16くま川鉄道災害復旧事業ですが、球磨郡市10市町村の負担額が3億1,977万5,000円で負担率により算出された6,953万円があさぎり町の負担でございます。うち災害復旧事業債で6,950万円を借り入れるものでございます。17ページをお願いいたします。続きまして歳入を説明いたします。1枠目、目1総務費負担金 説明の鉄道事業再構築実施計画策定業務市町村負担金は、くま川鉄道株式会社が上下分離方式を導入するにあたり鉄道事業再構築実施計画の策定が必要となっております。再生協議会は任意の団体で法人格がないため団体名での契約ができないことから関係市町村を代表し、あさぎり町が入札関係事務から契約関係事務を行いますのでその費用に対します負担金を受け入れるものです。18ページをお願いいたします。目1総務使用料 節2総務施設使用料ですがテレワーク施設のコワーキングスペース・シェアオフィス等の利用料金を受け入れるものでございます。20ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費国庫補助金 節3社会保障税番号システム整備費補助金 説明の2行目社会保障税番号システム整備費補助金は、中間サーバープラットフォームに係る国費措置分を受け入れるものでございます。次の節4地方創生臨時交付金は、定額減税に係ますシステム改修費用、給食費補助事業に充当いたします交付金を受け入れるものでございます。節5地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、戸建て住宅、事業所及び畜舎に太陽光パネル蓄電池を設置します費用に対します交付金を受け入れるものでございます。節6地方公共交通確保維持改善事業費補助金は、くま川鉄道再構築実施計画策定に伴い国費2分の1の補助を受け入れるものでございます。23ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費県補助金 説明の2行目土地利用規制等対策費交付金は、土地利用法で1万平米以上の土地売買の取引があった場合に県に届ける義務がありますので、その事務費に対します交付金になります。次に生活交通維持活性化総合交付金は、町内を走っております路線バス運行赤字補填に対します交付金になります。次の特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の事業に対します交付金となるものでございます。25ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費県委託金 節1統計調査費委託金は、各調査の事務費委託金になります。令和6年度におきましては4行目農林業センサスの本調査年度となりますので調査員報酬など必要経費に対します交付金を受け入れるものです。27ページをお願いいたします。1枠目、目2物品売払い収入の7万8,000円のうち7万5,000円はテレビ放送の難視聴対策といたします機器の売払収入になります。2枠目、目1指定寄附金 説明のふるさと寄附金は、

企業版ふるさと寄附金共に前年度と同額で計上しております。3 枠目、目 2 まちづくり基金繰入金は、前年度と同額を計上しております。目 3 ふるさと基金繰入金は、給食費半額補助事業、光ブロードバンド整備事業などへ充当するものです。前年度より 7,000 万円増額しております。目 4、まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、令和 4 年度及び令和 5 年度に寄附を頂きました額を繰り入れるものでございます。29 ページをお願いいたします。3 枠目、目 4 雑入次のページをお願いいたします。説明の 1 行目くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、あさぎり町から派遣しております職員分について関係市町村から負担金を受け入れるものでございます。3 行目地方創生臨時交付金精算金は令和 5 年度事業の低所得者支援給付金分の不足額を精算金として受け入れるものでございます。31 ページをお願いいたします。目 1 総務債 節 2 光基盤整備事業債は新たに整備いたします光ファイバー整備補助金に対します財源として起債を借り入れるものでございます。目 8 災害復旧債、次のページをお願いいたします。節 3 その他公共施設・公用施設災害復旧事業債は、令和 2 年 7 月豪雨で被災しましたくま川鉄道の災害復旧事業に対します市町村負担分を借り入れるものです。以上で歳入予算の説明を終わります。37 ページをお願いいたします。続きまして歳出につきまして主なもののみ説明いたします。目 3 文書広報費 節 7 報償費ですがホームページや町の PR などの素材とし使用することを目的に写真コンテストを実施したいと思っております。その時の費用として計上しております。節 10 需用費の印刷製本費は毎月発行しております広報あさぎり 5,400 部の印刷経費になります。節 11 役務費は町で使用しております所有しておりますドローンの点検、保険料を計上しております。節 12 委託料 説明の 1 行目は現在のホームページの保守管理業務費用になります。その下ホームページリプレース委託料は、現在のホームページが見にくい・利用しにくいなどの要望が上がっておりますので全体的な更新を行うための費用を計上しております。節 13 使用料及び賃借料は、セキュリティ対策ソフトメール配信システムの使用料になります。41 ページをお願いいたします。目 7 企画振興費 節 1 報酬は各審議会等の委員報酬になります。節 7 報償費は、説明のあさぎり町の歌ダンス練習動画制作協力謝金は 20 周年記念事業といたしまして製作いたしましたダンスを町民の皆様が気軽に使用できるよう練習用動画を制作したいと思っておりますのでその費用を計上しております。その下男女共同参画ガイドライン監修講師謝金は、あさぎり町男女共同参画推進条例を制定しておりますが住民向けのガイドラインの作成が必要だと考えております。令和 6 年度は専門家の監修指導を受けながら内容等を精査する費用を計上しております。節 10 需用費は、印刷製本費につきましては、第 3 次総合計画の概要版を作成し全戸配布を行うための費用となります。42 ページをお願いいたします。節 12 委託料 説明の 1 行目あさぎり町の歌ダンス解説動画制作委託料は節 7 報償費でも説明いたしましたとおり必要経費を計上しております。次の鉄道事業再構築実施計画策定業務委託料は歳入で説明いたしました費用になります。次に総合計画運用支援業務委託料は、実施計画事務事業評価、予算の連動人口マッピングの作成業務費用になります。その下事務事業評価等システム導入委託は、デジタル技術を活用した自治体経営システムで、DX 化による事務負担の軽減を図るものでございます。最下段の食の連携事業委託料は、令和 5 年度に引き続き南稜高校と連携し食を通じた体験事業の費用となります。節 17 備品購入費は、令和 6 年度より農地へ炭を散布する計画としておりますのでその炭を焼くための簡

易型炭化器を購入するための費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金、説明の1行目脱炭素推進補助金は、令和5年度より事業に着手しております太陽光パネル蓄電池設置費用を事業者に対しまして補助するものでございます。4行目の地方バス運行等特別対策補助金は、町内を走る路線バスの赤字補てん分に対しまして補助金となります。下から5行目くま川鉄道経営安定化補助金は、安定した運行を確保し地域住民の利便性向上のため補助するものでございます。最下段スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、スマートインターチェンジ工事負担金の公債費分を負担するものでございます。次のページをお願いいたします。説明の1行目くま川鉄道再生協議会負担金は派遣職員の人件費などの負担金となります。目8電子計算費 節12委託料 説明の1行目電算システム改修委託料は、地方公共団体情報システムの標準化共通化に係る改修費用でございます。電算機器保守委託料以下につきましては、職員が使用しますシステムなどに必要な経費となります。節13使用料及び賃借料は、職員が使用しておりますソフトウェア、電算機器、クラウドサービスなどの使用料を計上しております。節18負担金補助及び交付金、3行目自治体間中間サーバ・プラットフォーム利用負担金は、マイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの負担金になります。45ページをお願いいたします。目14基金費 説明の1行目ふるさと基金積立金はふるさと寄附金2億円分と債券運用収入及び利子、次のまちづくり基金積立金は、債券運用収入及び利子分を積み立てるものでございます。下から4行目まちひとしごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附金債券運用収入及び利子分を積み立てるものでございます。46ページをお願いいたします。目15地域情報通信基盤整備推進事業費 節12委託料1行目の設計委託料は、次期屋外告知放送設備の更新に伴います設計費用をその下光ファイバー設備保守委託料は、IP告知システム、地デジ再送信設備の管理費を計上しております。節14工事請負費は、難視聴対策の地デジ再送信に係る光ファイバーの引込みなどの工事費になります。節18負担金補助及び交付金は新設いたします光ブロードバンド整備事業に係る補助金となります。目17ふるさと寄附対策費は、47ページにかけまして歳入で説明いたしましたふるさと寄附額に対しましてお礼品の購入、受付、発送業務などに係ります費用を計上しております。節11役務費 説明の2行目広告料ですが寄附額が悩んでおりますのでポータルサイトのウェブデザインの改修、検索した場合に上位に行くような広告の方法など寄附者の目にとまるような広告にするための費用を計上しております。47ページをお願いいたします。目18地方創生費は、総務省の外部専門人材制度を利用し任用いたしました地域プロジェクトマネージャーの人件費などが主なものになります。節18負担金及び交付金は、特定地域づくり事業推進交付金につきましてはあさぎり地域づくり協同組合の派遣職員人件費、事務局運営費に対しまして交付するものでございます。48ページをお願いいたします。目20デジタル推進費の節1報酬はデジタル推進協議会の委員報酬となります。節7報償費では、テレワーク施設の運用などに対しましての助言等を頂くため総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業を引き続き行うため講師派遣費用を計上しております。節12委託料では、デジタル社会の実現に向け自治体が取組みべき事項や内容を具体化した計画を現在作成中でありまして、令和6年度におきましては、実現に向けた支援業務としての費用を計上しております。目21テレワーク施設運営費は、施設を運営するための費用を計上しております。節7報償費は、デジタル田園都市国家構想推進総合交付金を

活用しテレワーク施設を整備をしております。そのため施設利用促進検討委員会の設置が義務づけられておりますので10人の委員謝金を計上しております。節12委託料 1行目の設計委託料は、テレワーク拠点施設等での雨漏りがありますのでその調査設計費用になります。3行目のテレワーク拠点施設誘客促進事業委託料は、テレワーク施設の有効活用を図るため町外からの関係人口を創出するための各種イベント等を行う行い町民との交流事業に関する費用を計上しております。49ページをお願いいたします。説明の1行目地域おこし協力隊関係人口創出業務委託料は、テレワーク施設の運営管理を行います協力隊の人件費及び活動費になります。節14工事請負費は、テレワーク施設の2期工事分の費用になります。2つ目の欄の地域おこし協力隊費その下の欄総合戦略費は廃目とするものでございます。54ページをお願いいたします。下の枠目1統計調査総務費から55ページをお願いいたします。目5国勢調査準備経費は、歳入で説明いたしました各統計調査の委託金に対します必要な費用を計上しております。令和6年度におきましては農業センサスの本調査の年となります。4つ目の欄住宅土地統計調査費につきましては廃目といたします。126ページをお願いいたします。2枠目、目1その他公共施設・公用施設災害復旧費 説明のくま川鉄道安定化補助金は令和6年度分の災害復旧事業費に対しまして補助をするものでございます。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中ですがここで10分間休憩いたします。

(休憩) 午前11時05分

(再開) 午前11時16分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に農業委員会。橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい農業委員会所管分について説明をいたします。9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の下から2段目の欄農政業務支援システム賃借は、農業委員会に設置しております農地地図情報システムの契約を更新するものでクラウド方式による5年間の月払いとするものです。19ページをお願いします。歳入から説明をいたします。上の枠4段目の目4農林水産手数料 節1農業手数料 説明1行目の耕作証明等手数料は、農家の耕作面積の証明や農地台帳の証明等の発行による手数料で1件当たりの証明料300円による50件分の収入になります。次に24ページをお願いします。3段目、目4農林水産事業費県補助金 節1農業委員会費補助金 説明1行目の農業委員会交付金は、農業委員会等に関する法律第2条において農業委員会の活動を支援するものとして交付されるものです。2行目機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積集約化を推進するため農地の賃借及び利用状況調査等による費用、委員の資質向上のための活動費などに対して交付されるものになります。3行目農地利用最適化交付金は、農業委員会及び農業委員の活動実績と成果実績に応じて交付される交付金で担い手への農地集積や遊休農地の解消活動などを対象に算定されるものでこの交付金は委員報酬の能率給と委員タブレットの通信費用等に充てることとしています。4行目国有農地管理処分事業

事務取扱交付金は、深田地区の国有農地に対して事務費管理費用として交付されるものです。節2 農業費補助金 説明2 行目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、耕作放棄地の解消による農業生産力を向上させるため耕作放棄地の解消に向けた取組を行い併せて担い手への集積を推進するための交付されるものです。次に29ページをお願いします。2 枠目3 段目の目農林水産費受託事業収入 節1 農業委員会費受託事業収入 説明1 行目農業者年金受託事業収入は、独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて農業者年金の事務をとりを行う市町村に対して交付されるものです。2 行目農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の売買事務等に対して交付されるものです。節2 農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい農家と借りたい農家との中間管理業務を行う市町村に対して交付されるものです。次に30ページをお願いします。1 枠目雑入の説明下から7 行目情報活動交付金は全国農業新聞の普及活動に対して交付されるものです。次に歳出を説明します。77ページをお願いします。2 枠目、目1 農業委員会費 節1 報酬 説明1 段1 行目の農業委員報酬は委員の26名分の年報酬で基本給と能率給を合わせた額になります。2 行目会計年度任用職員報酬と節3 職員手当等 節4 共済費においては会計年度任用職員に係る人件費1名分を計上しています。業務として農地貸借の利用権設定や売買、総会や土地利用状況調査に関する資料作成業務の事務を補助を行っていただきます。節8 旅費の費用弁償は、全国会長大会への旅費や各種研修会、農業委員会総会等の費用弁償になります。78ページをお願いします。2 段目節1 1 役務費の通信運搬費は委員のタブレットの通信費、3 行目の遊休農地調査手数料は、遊休農地利用状況調査時に支払うものになります。3 段目節1 2 委託料は、農地台帳システムの保守業務の委託料と目標地図を作成するための委託料になります。目標地図は農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして令和5年4月から地域農業の在り方を示した人農地プランが地域計画に名称が変わり、目標値の作成が新たに義務づけられたことから委託するものです。目標地図は将来の農業の在り方や地域の農業の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくかを一筆ごとに定めた地図になります。委託内容としては現在農業委員会で利用している農地地図情報システムに昨年11月に実施した今後の農業経営効果に関する調査の結果を取り込み、また中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、前回までの人農地プランのデータを取り込みを行います。その後アンケート調査では、農地所有者での回答となっていますので農地所有者が所有する農地と所有者等をひもづける業務を行っていただきます。このことにより農地所有者が持つ農地全てに規模拡大・規模縮小・現状維持等の意向が着色により図面化できることになります。現在の予定では本年9月末で現況地図の作成ができる予定としていますので、その後作成した現況地図をもとに地域の話合いを実施していくことで目標値の精度を上げていきたいと考えています。4 段目節1 3 使用料及び賃借料 説明1 行目のバス借上料は、町所有のマイクロバスが令和6年度から更新されないことから農業委員26人で参加する農地利用最適化推進に係る県大会及びブロック別研修会参加時のマイクロバスの借上料になります。2 行目機械借上料は、耕作放棄地解消事業時のアーム型草払い機の借り上げを見込んでいます。3 行目のソフトウェア使用料は、農業委員が利用するタブレットの端末使用に必要なソフトの使用料になります。4 行目と5 行目の使用料はそれぞれの地図情報システムと農地台帳システム使用料になります。5 段目節1 8 負担金補

助及び交付金 説明最下行の耕作放棄地解消事業補助金は、担い手が遊休農地を借入れて再生する68.53ヘクタールに対して交付される県からの補助金で解消頂く担い手1件への交付を予定しています。目の2行目、目2 農業者年金事務受託事業費は、農業者年金基金からの受託事業として行う業務に必要な経費を計上するものです。79ページをお願いします。節10 需用費の印刷製本費は、農業委員会で使用する封筒と農業委員会だよりを年2回6月と12月に発行する経費になります。83ページをお願いします。2段目、目11 農地中間管理事業費は主に熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい借りたい農家との農地貸借の事務を行い、農地の集積業務を行う会計年度任用職員の人件費になります。以上で農業委員会所管分について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは農林振興課所管分の説明を申し上げます。17ページをお願いいたします。歳入になります。各費目の主なものについて説明を申し上げます。2段目の枠目4 農林水産費負担金 節1 農業費負担金は、国営川辺川総合土地改良事業の償還に係る農家負担分一括償還及び規定償還の負担金となります。18ページをお願いいたします。目4 農林水産使用料の農業施設使用料は、所管課所管管理の3つの施設の収入見込額とあさぎり合同会社からの薬草加工場使用料ということになります。次のページをお願いいたします。上段の枠目4 農林水産手数料 節1 農業手数料で、農業振興地域証明手数料17件分とその下林業手数料についても町有林への入山手数料ということになります。21ページをお願いいたします。目4 農林水産業費国庫補助金 節2 林業費補助金の農山漁村地域整備交付金は5年に1回の林道点検診断を実施するために必要な経費の2分の1を受け入れるものです。また最下段目9 災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、令和4年台風14号で被災したか所について年度計画を立てて復旧をしておりますが4か所分の国庫補助金を受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目4 農林水産業費県補助金 節2 農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金それから3行目の中山間地域等直接支払制度推進費補助金、それから中山間地域等直接支払交付金につきましては、令和6年度計画に基づきまして計上しているところです。また次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者に対する補助金としてまた推進事業費3万円を合わせて受け入れるものです。また次の経営所得安定対策推進事業補助金は、地域再生協議会の事務費となりますが実績に基づき歳出と同額を計上しております。次の多面的機能支払制度推進補助金につきましても事務に要する補助金ですが、令和6年計画に基づき計上しているところです。また多面的機能支払交付金につきましては、国2分の1、県4分の1を合わせた4分の3の額ということになります。また環境保全型農業直接支払推進費補助金は事務費分。環境保全型直接支払交付金は環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金となります。次のページをお願いいたします。上段の水田産地化総合推進事業費補助金は、主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などの調整など事務を進めるものです。また農業農村整備事業推進交付金は、団体営事業における齊堂地区鍋塚放水路改修に伴うものとなります。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、農業者が借入れた新型コロナ対策緊急支援金に対する保証料について県負担分を受け入れ

るものです。また経営開始資金事業についても新規就農新規者に対するものとして受け入れるものです。次に節3 林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金は、鹿・イノシシ・猿などの捕獲に対するものとなります。次の造林事業補助金及び間伐等森林整備促進対策事業補助金は、例年どおり予定見込額により計上しているところです。また間伐材安定供給対策事業搬出補助金は、球磨中央森林組合より要望のあったもので必要経費の2分の1を受け入れるものです。次のページをお願いいたします。上段の枠目2 農林水産事業費県委託金 節1 農業費委託金の2行目広域基盤整備推進調査委託金は、川辺川総合土地改良事業に関連する農地の利用状況調査費ということになります。次のページをお願いいたします。上段の枠目1 不動産売払収入、節2 その他不動産売払収入の素材生産売払収入は、町有林の間伐等の売払いにおける素材生産収入を見込んだものです。29ページをお願いいたします。最下段目4 雑入になります。次のページをお願いいたします。上段の枠下段の薬草加工場光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同会社が薬草加工場を使用する際の施設光熱水費の負担分を受け入れるものです。次のページをお願いいたします。目3 農林水産業債の節1 農業施設整備事業債は、鍋塚放水路改修工事及び一ノ木谷沈砂池増設に伴うものとなります。次の節2 林道整備事業債につきましては、令和4年台風14号で被災した補助要件に満たない1か所の復旧に係るものです。次の目8 災害復旧債 節1 農林水産施設災害復旧事業債は、令和4年に被災した16か所を年次計画を立てて計画復旧をしておりますが3路線4か所分ということになります。45ページをお願いいたします。歳出となります。歳出につきましても各費目の主なもの、新たなものについて説明をさせていただきます。最下段の目14 基金費 節2 4 積立金で下段の農業振興基金積立金及びその下の森林環境譲与税基金積立金につきましては、運用収入の配分額を積み立てるものです。79ページをお願いいたします。目3 農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが節18 負担金補助及び交付金につきましても、例年どおりの負担額ということになります。次のページをお願いいたします。目4 農業振興費です。ここでは農業振興における全般的な経費や各補助金等を計上しております。節18 負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金はJAと折半し活動をしているものです。次の制度資金利子補給費補助金は、新型コロナ対策により必要となった資金の借入れに対するもので実績に基づき見込額により計上しているところです。次の農業共済掛金補助金につきましては、例年どおり分が500万円また新たに収入保険加入推進事業500万円、合わせて1,000万円としているところです。次の有機農業推進補助金は町の単独事業として関係農家へ支援するものです。次の農業振興事業補助金につきましては、農業施設機械整備補助事業とそれから国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者など農業を開始した方々への支援事業、また生産経費の補填を行う補助金として大豆の種子代全額補助とライスセンターの乾燥調整の半額を合わせて計上するものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、個人1名、夫婦1組分を計上しているところです。また農業支援センター運営費補助金につきましては、引き続き大型免許など農業関連に係る免許取得補助と運営費を合わせて予算を計上しておるところです。また農業制度資金保証料助成費補助金は、令和2年度から新型コロナウイルス緊急支援資金など資金の借入れで必要となる保証料を県と町で一对一の割合で支援するものとなります。次の経営開始資金事業補助金は、個人3名と夫婦1組分を計上するものです。次に目5 農業経営基盤強化

促進対策事業費です。この費目につきましては、町農業振興における関する審議のため総合農政協議会の経費と地域計画検討会の経費を計上しているところです。次のページをお願いいたします。上段の節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会補助金及び次の認定農業者女性の会補助金につきましては、令和5年までの活動実績と各協議会の繰越額を勘案した額で計上しております。次に目6農業後継者育成指導費です。ここには令和2年度より実施をしておりますあさぎり中農業体験ラボの経費を計上しております。また節12委託料の学童農園委託料とそれから節13使用料及び賃借料の学童農園土地借上料ということになります。次に目8農業水田農業経営確立対策事業費です。水田活用に係る推進費となどとなっております。節1報酬の水田営農推進協議会委員報酬は、全体会を2回作付確認の現地調査1回分の経費となります。節18負担金補助及び交付金で、地域再生協議会補助金につきましては推進費補助金として地域再生協議会へ支出するものです。次の目9農業施設管理費につきましては、農林振興課で管理している町内の農業施設・農業公園等の管理経費と薬草加工場の経営管理経費も含め予算を計上しているところです。次のページをお願いいたします。節12委託料で、農産加工センター指定管理委託料と岡原農産物処理加工施設指定管理委託料につきましては、契約額で計上するものです。また天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会に対する年間維持管理委託料ということになります。次の節13使用料及び賃借料の仮設トイレリース料は、免田畜産センターに設置をします仮設トイレとなります。また節14工事請負費は、所管するもみじ館、農産加工センターの照明改修工事と農産加工センターの高圧ケーブル取替え、また定住促進センターの雨樋改修工事となります。次の節17備品購入費は、もみじ館と定住センターのAED購入分ということになります。次に目10畜産事業費になります。前年度予算並みの計上となっております。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、下から2行目の畜産振興事業補助金ですが優良家畜導入保留事業やヘルパー事業など前年度とほぼ同額で計画をしているところです。また次の目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域の計画策定変更などを行っており年2回の会議を計画するものとなります。次の目13中山間地域等直接支払制度事業費につきましては、あさぎり町内40集落で中山間地域直接支払制度に取り組まれておりますがその推進協議会の委員の報酬と交付金の予算を計上しているところです。次のページをお願いいたします。節12委託料は新たに追加予定の傾斜度の現地測量を委託するものとなります。次の節18負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金を交付対象農用地分ということになります。次に目14多面的機能支払制度事業費です。推進補助金を使った事務費と交付金ということになります。節17備品購入費は、個別GIS専用システムからオンライン方式でデータの共有を図る専用のパソコンが必要となるための購入経費となります。また節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金の農地維持資源向上共同交付金と資源向上の長寿命化交付金は、町を一本化し広域協定運営委員会により事業を進めているものです。次に目15環境保全型農業直接支払制度事業費です。この事業は取組が見込まれる化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減併せて堆肥施用と有機農業への取組を予定している活動に対し、節18の負担金補助及び交付金に計上しているところです。次に目16農地費になります。次のページをお願いいたします。節10需用費の修繕料は、農業用

用水排水路や農道の維持管理など修繕が必要な経費となります。次の節12委託料の測量設計委託料は、新たに一ノ木谷へ増設する沈砂池の経費となります。次の節13機械借上料は、土砂溜等のしゅんせつ経費等になります。また節14工事請負費につきましては、団体営事業で実施する鍋塚排水路改修及び単独事業分を含む工事請負費ということになります。次の節18負担金補助及び交付金の土地改良区負担金につきましては、4つの土地改良区において水路の維持管理や防災機能などを含めて負担しているところです。次に目17川辺川総合土地改良事業費です。国営川辺川総合土地改良事業の完了に伴い徴収業務等も必要になります。節12委託料の徴収システム委託料は、公債権である負担金の徴収に伴い規定償還や時効管理などが必要となるためシステムの導入を図るものです。次の節18負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営補助金は、関係市町村における造成団地の農用地面積の割合で補助をするものです。次のページをお願いいたします。最上段川辺川地区水利施設管理強化事業負担金は、川辺川総合土地改良区管理施設における配水地とポンプ場の電気料金の負担となります。次のページをお願いいたします。目1の林業総務費になります。ここでは主に人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の団体負担金を計上しているということです。節12委託料 町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託しているものとなります。また、出生祝い用木製贈答品製作委託料から森林経営管理造林委託料は、森林環境譲与税を活用した事業ということになります。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金につきまして、間伐材安定供給対策事業搬出補助金は、森林所有者へ間伐意欲の喚起を図ることで適正な森林整備また国産材利用の機運の高まりに伴う間伐材の安定供給を図るもので森林組合へ支出をするものです。また下から5行目緑の少年団助成金は、上小学校・岡原小学校・須恵小学校の3つの緑の少年団に対する助成金で直接交付される県補助金とあわせ活動されるものです。次に目2林業振興費です。節18負担金補助及び交付金の椎茸生産促進事業補助金は、原木や種駒の購入に際し2分の1の助成を行うもので近年の実績に基づいて計上したものです。また林業活性化協議会補助金は、町の林業を初め産業が活性化するための活動を行っているもので、町産材を使った新商品の開発や手仕事展の開催など定期的な会合を行いながら事業を実施されているところです。また森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されるもので令和3年度から要望のあったか所を整備するあさぎり町放置竹林再生協議会に対し、国県の補助とあわせて町の支援を行うものです。次に目3公有林整備事業費です。次のページをお願いいたします。町有林の間伐、下刈り、人工造林などを行う経費となります。令和6年度の実施予定面積は92.99ヘクタールの利用間伐、下刈り21.77ヘクタールを予定しているところです。また節11役務費の組合手数料は販売予定金額の5%、また市場手数料は素材販売額の6%の計上となります。次の節12委託料の素材生産委託料、造林委託料の合計で8,528万5,000円を予定しており歳入側で素材生産売払収入と造林事業補助金を合わせますと1億1,100万円程度を予定しており、その差引き額2,500万円の収入を見込んでいるところです。また節15原材料費につきましては、令和6年度における植樹祭に要する経費となります。次に目4林道維持費です。節10需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し林道の路面の破損が著しいか所を保全するものです。節11役務費の林道システム保守料は、町内総延長119キロに

及ぶ林道台帳の保守料となります。また節13使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の簡易的な路面補修やほう土、封倒木等の撤去に係る機械借上料ということになります。次の節14工事請負費は、林道災害復旧事業における1か所の工事費またこれまで実施の災害復旧か所において防護柵の設置が必要と判断されるか所への設置を森林環境譲与税を財源として行うものです。次に目5鳥獣被害防止事業費です。あさぎり町内の鳥獣駆除隊に対しまして支援を行い町内の鳥獣被害防止に対する予算ということになります。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に5つの駆除隊がありますのでその駆除隊に対する補助金となります。また有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、町で設置している有害鳥獣被害防止対策協議会への補助金。また有害鳥獣捕獲補助金は、鹿、イノシサル、カラスアナグマを捕獲頭数に応じ交付するものです。次にまた有害対策事業補助金は、町の単独事業として農家の方が実施する電気柵などの整備に対し3分の1の補助により実施をするものです。次に目1水産業総務費です。球磨川漁協稚魚放流事業委託料として30万円を計上しております。町内の中小河川6河川の上流にヤマメの稚魚の放流をお願いしておりますのでその委託料ということになります。125ページをお願いいたします。2枠目の目1農地等災害復旧費については旅費のみの計上。また目2林業施設災害復旧費の節14工事請負費は、令和4年台風14号で被災し年度計画を立てて実施している3路線4か所分の経費ということになります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中ですけれどもここで休憩したいと思います。午後は13時30分より再開いたします。

（休憩）午前11時50分

（再開）午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明申し上げます。歳入から御説明申し上げます。18ページ中ほど目5商工施設使用料は、コミュニティーセンター使用料とJAの家賃収入でございます。JAの家賃月額9万円になっております。21ページをお願いいたします。中ほど目5商工観光費国庫補助金 デジタル田園都市国家構想交付金は、人吉球磨観光地域づくり協議会への交付金として受け入れるものでございます。25ページをお願いします。1枠目、目5商工観光費県補助金 定住促進費補助金につきましては、新規に婚姻した39歳以下の世帯を対象に住宅取得費、家賃、引っ越しの一部を助成するための費用として事業費の2分の1を受け入れるものでございます。27ページをお願いします。1枠目、目2物品売払収入のうち商工観光課所管分としまして、払下げを予定しておりますトレーラーハウス3台分の費目存知を計上しております。続いて3枠目、目5産業活性化基金繰入金につきましては、歳出に計上しております農業支援センター運営費1,725万5,000円、商工業振興補助金1,500万円、事業承継の補助金として新たに1,000万円の財源として繰り入れるもので

ございます。29ページをお願いします。3枠目、項4雑入 最下段商工コミュニティーセンター電気料は、くま川鉄道とJAより電気料として受け入れるものでございます。31ページをお願いいたします。目4商工観光費 節1販路拡大事業につきましましては、あさぎり商社で実施いたします販路拡大事業への財源として借り入れるものでございます。歳入につきましましては以上になります。45ページをお願いします。歳出になります。人件費等除いた主なものについて説明を申し上げます。目14基金費 説明欄中ほどの産業活性化基金積立金は歳入で受入れました基金費等に基金等を積み立てるものでございます。90ページをお願いします。3枠目商工費 目1節1の報酬につきましましては委員会開催時の報酬となります。次のページ91ページをお願いします。節7報償費は推奨商品の審査員及びモニターへの謝金を計上しております。節8旅費の主なものとしましては輸出関係相談会の海外出張費旅費になります。節12委託料 地域おこし協力隊活動支援委託料は、現在活動中の2名を担当課を商工観光課とし6年度に新たに2名を追加した支援委託料を計上しております。その下事業承継推進事業委託料につきましましては、昨年度業務提携を行いました企業に移住定住に係る広報及びサポートに対する委託料になります。節16公有財産購入費はポッポ館南側の私有地の購入になります。節18負担金補助及び交付金の主なものにつきましまして説明を申し上げます。最上段商工会への運営助成金、4段目店舗改装事業補助金は、対象60万円以上の工事費の3分の1を助成するもので限度額100万円でございます。住宅リフォーム補助金につきましましては新增築及びリフォームに係る20万以上の対象工事の10%補助上限50万円でございます。地域イベント補助金につきましましては花菖蒲祭り、笑祭、イルミ、ひな祭りへの補助となります。販路開拓強化事業補助金はあさぎり商社で実施します販路拡大開拓補助金になります。4つ下おまけつき商品券発行事業費補助金につきましましては商工会で実施いたします商品券補助でございます。商工業振興補助金は事業推進として事業推進枠として機械設備導入費が2分の1 上限50万円で、事業承継分として新たに第三者による事業承継に係る費用の3分の1 上限200万円を補助するものでございます。次のページをお願いします。続きまして目2商工施設費 節10需用費 コミュニティーセンターに係る経費を計上しております。電気料につきましましては、コミュニティーセンター、くま川鉄道、JA分になります。節12委託料 施設管理委託料はコミュニティーセンターの平日の時間外及び土日祝日の施設管理を委託するものでございます。委託料最下段の解体撤去委託料は、Aコープ西側駐輪場の老朽化による撤去費を撤去委託するものでございます。節14工事請負費につきましましてはコミュニティーセンター東側駐車場の未整備地の整備を行うものでございます。それとあわせてコミュニティーセンターの消防ポンプ老朽化による更新をこの工事請負費に含まれております。続きまして目1観光費です、次のページをお願いいたします。需用費の印刷製本費につきましましてはパンフレット等の印刷等に係るものでございます。電気料につきましましては秋時観音街路灯及びビハ公園に係るものを計上しております。修繕料は観光施設等分として計上させていただいております。節12委託料の主なものとしまして看板作成委託料はキャンプ場の施設休園に係る看板の製作でございます。おかどめ幸福駅売店指定管理委託料につきましましては令和3年度から5年間の委託契約料になります。4段目の観光コンテンツ企画制作業務委託料につきましましては、デジタルコンテンツを活用しました新たな観光の取組としましての業務委託になります。最下段のビハ公園キャン

プ場の現況調査及び基本計画策定業務委託料につきましては、キャンプ場の老朽化によります施設現況調査及び調査結果に基づく再整備計画策定委託料になります。節13 使用料及び賃借料 花菖蒲公園トイレ賃借借上料につきましては花菖蒲まつり前後の期間借り上げるものでございます。節17 備品購入費は、おかどめ幸福駅売店内の防犯カメラの購入になります。次のページをお願いします。節18 負担金補助及び交付金 最下段人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、令和6年度あさぎり町の負担金にあさぎり町分の負担金になります。2 枠目定住促進費 節1 報酬 節3 職員手当 節4 共済費の主なものにつきましては結婚対策、施設管理業務としての会計年度任用職員1名分を計上しております。次のページをお願いします。1 枠目節18 負担金補助及び交付金の主なものとしましては、説明欄中ほどの定住促進奨励補助金につきましては3年以上あさぎり町外に居住していた70歳未満の新規移住者を対象に助成するものです。最下段の結婚新生活支援事業補助金につきましては、歳入で説明いたしました新規に結婚した39歳以下の世帯を対象に住宅取得費用や引っ越し費用の一部を補助するものでございます。以上で商工観光課所管についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） それでは建設課所管分につきまして説明いたします。18ページをお願いします。歳入でございですが目6 土木使用料 節1 住宅使用料につきまして住宅管理戸数399戸における町営住宅使用料及び浄化槽使用料の見込みを計上しております。21ページをお願いします。目6 土木費国庫補助金 節1 土木管理費補助金で住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅の耐震化支援事業における補助金になります。次の節2 道路橋りょう費補助金につきましては、歩道整備、通学路安全対策、舗装補修、橋りょう補修、法面改良及び自転車道整備における補助金になります。次の節3 住宅費補助金につきましては町営住宅の下道団地の改修工事における補助金になります。目の9 災害復旧費補助金で次の22ページになりますが、節2 公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和5年度災害の町道立野線の災害復旧における補助金になります。2 枠目の目3 土木費国庫委託金 節1 土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門19か所の管理委託金として受け入れるものです。26ページをお願いします。1 枠目の目2 農林水産事業費県委託金 節1 農業費委託金で、清願寺ダム管理委託金につきましては、管理経費としまして所要額の2分の1を受け入れるものです。次の目3 土木費県委託金 節1 河川費委託金につきましては、県管理河川の堤防除草の委託金として受け入れるものです。30ページをお願いします。1 枠目で雑入になりますが、説明の下から2行目で公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新におきまして火災保険に加入している当機構から補助を受けるものでございます。次の31ページをお願いします。目5 土木債 節1 道路橋りょう債につきましては、歩道整備や道路改良、舗装補修事業等の財源としまして過疎債、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債を借り入れるものです。次の節2 河川債につきましては、町管理河川のしゅんせつや改修の財源としまして緊急しゅんせつ推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債を借り入れるものです。目の8 災害復旧債 節2 公共土木施設災害復旧事業債につきましては災害復旧事業の財源として借り入れるものです。86ページをお願いします。歳出でございですが目18 清願寺ダム管理費につきましては、ダム

の管理に要する費用になりますが主なものとしまして節12委託料で機械設備の保守点検や清掃、観測業務の費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金で清願寺ダム防災事業負担金につきましては、堆積土砂の測量に要する負担金を計上しております。次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和2年7月豪雨で載積しました土砂の撤去に要する費用の負担金を計上しております。95ページをお願いします。下の枠の目1土木総務費につきましては、職員給与と会計年度任用職員の報酬などを計上しているほか住宅の耐震化促進に対する補助金を計上しております、次の96ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金で住宅建築物安全ストック形成事業補助金としまして、個人住宅における耐震化支援事業で、耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀撤去に対しまして国の補助を受けて交付するものです。次の目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出としまして道路や水路などの生活環境の改善に地域住民の皆さんが取り組んで頂く時の費用になりますが、例年同様の予算を計上しております主なものとしましては節13使用料及び賃借料で作業時に必要となる機械借上料、それから節15原材料費で道路の舗装に要する生コン等の材料費を計上しております。次の枠の目1道路橋りょう総務費 節12委託料につきましては、道路台帳を補正するものでありまして令和5年度に行いました道路改良等で変更が生じる部分を修正するものになります。節18負担金補助及び交付金につきましては、各種協会や期成会の負担金になりますが3行目で県工事負担金につきましては、国道219号の側溝整備に伴う負担金としまして事業費の15%を負担するものです。次の97ページをお願いします。目2道路維持費 節3職員手当等の時間外勤務手当につきましては、台風による倒木処理や豪雨災害への休日における対応分として計上しております。節10需用費につきましては、道路維持作業における消耗品や公用車の燃料費、町道や公用車の修繕料になります。節11役務費で産業廃棄物処理手数料につきましては、道路維持作業で発生しました木材やアスファルトがらを処分する手数料になります。登記手数料につきましては、道路改良に伴う所有権移転など未登記の処理としまして司法書士に依頼するときの手数を計上しております。節12委託料で設計委託料につきましては、橋りょうの定期点検と法面改良の測量設計を行うものです。道路維持委託料につきましては、町道の除草業務を建設業者、シルバー人材センター、農業支援センターに委託するものです。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては作業員10名の派遣費用になります。節13使用料及び賃借料で、機械借上料につきましては道路維持補修時の建設機械の借上料になります。仮設資材リース料につきましては、道路損壊か所の応急対応としまして敷き鉄板のリース料になります。節14工事請負費につきましては、舗装補修3路線、橋りょう補修1橋、自転車道整備1路線、その他防護柵設置や一部拡幅などの維持工事を予定するものです。次の98ページをお願いします。節15原材料費につきましては町道の維持管理における補修材料としまして舗装補修材、側溝蓋などの資材を購入するものです。節16公有財産購入費につきましては、岡原地区の集落道の拡幅に要する用地取得になります。節17備品購入費につきましては刈払機3台を更新するものです。次の目3道路新設改良費 節12委託料につきましては、用地買収のための用地測量を行うものです。節13使用料及び賃借料につきましては、工事实績情報システムでありますコリンズの使用料のほか積算業務に使用するデータやシステムのリース料を計上しています。節14工事請負費につ

きましては上地区の上村岡原線、深田地区の鷺巣村中山本線の改良工事を予定するものです。節16 公有財産改良費失礼しました、節16 公有財産購入費につきましては、鷺巣村中山本線の用地取得になります。次の目4 道路改良費につきましては、次の99 ページをお願いします。節14 工事請負費につきまして、歩道整備及び通学路の安全対策になりますが免田地区で黒田古町線、岡原地区で岡原免田線、上地区で今井中学校線を予定しております。節16 公有財産購入費につきましては黒田古町線の用地取得になります。節21 補償補填及び賠償金につきましては、道路改良に伴う電柱移転の補償となります。次の枠の目1 河川総務費につきまして節12 委託料で樋管操作員委託料につきましては球磨川の樋管19 か所の管理委託になります。県河川除草委託料につきましては、県管理河川7 河川の除草について県から受託し実施するものです。水門操作委託料につきましては、田頭川放水路の水門の管理分になります。節13 使用料及び賃借料につきましては河川に堆積した土砂や流木の撤去などの機械借上料になります。次の100 ページをお願いします。目2 河川改修費 節12 委託料につきましては、伊賀川の河川改修を計画するための測量設計を行うものです。節14 工事請負費につきましては、宮原川、岡本川、免田川における堆積土砂の撤去と谷水川、堀川の護岸改修を予定するものです。次の枠の目1 公園費につきましては主に岡留公園の管理に要する費用になりますが、節10 需用費では、軽トラックと作業用機械の燃料費や遊具の修繕料を計上しております。節11 役務費につきましては岡留公園の遊具の点検費用になります。節14 工事請負費につきましては、岡留公園にありました大型遊具を老朽化により撤去しておりますので跡地への遊具設置を予定するものであります。節17 備品購入費につきましては背負式のブロアを1 台購入するものです。次の枠の目1 住宅管理費につきましては町営住宅の管理に要する費用になりますが、次の101 ページをお願いします。節10 需用費の5 行目で修繕料につきましては、管理する住宅の経年劣化などによる壁や床、水回りの修繕を行うものとしてこれまでの実績によりまして計上しております。節11 役務費の5 行目で建物災害保険料につきましては町営住宅の火災保険の掛金となります。節12 委託料の樹木等管理委託料につきましては、住宅敷地内の支障となる樹木の伐採を行うものです。次の浄化槽管理委託料につきましては、4 団地での浄化槽30 基分の保守点検の費用になります。次の火災報知機設置取替業務委託料につきましては、町営住宅の火災警報器を更新するものでありまして住宅127 戸を対象に454 台の取替えを見込んでおります。次の目2 住宅建設費につきまして、次の102 ページをお願いします。節12 委託料につきましては、改修工事に伴う管理委託料と住生活基本計画を更新するための計画策定委託料になります。節14 工事請負費につきましては、下道団地の改修で2 棟12 校と住宅の解体で永北団地の1 棟を予定しております。126 ページをお願いします。1 枠目の目1 公共土木施設災害復旧費 節14 工事請負費につきましては、令和5 年度の災害を復旧するものでありまして立野線の2 か所を予定しております。節16 公有財産購入費につきましては、立野線での地滑りか所におきまして災害復旧の施工に必要な林地を取得するものでございます。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは上下水道課所管分につきまして説明をいたします、21 ページをお願いします。目3 衛生費国庫補助金 節1 保健衛生費補助金 浄化槽設置交付金に

つきましては、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金でその3分の1を国から受け入れるものです。5人槽8基、7人槽2基分を計上しております。24ページをお願いします。目3衛生費県補助金 節1保健衛生費補助金 説明欄1行目の浄化槽設置事業補助金ですが、先ほどの国庫補助金と同様に合併浄化槽の設置に交付する補助金で3分の1を県が補助するものです。なお県補助金につきましては、新築については補助対象外となっております。単独浄化槽やくみ取りからの転換のみが対象となっております。次に71ページをお願いします。歳出になります。目の2つ目、目3環境保全費になります。72ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金 説明欄の3行目浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽本体の設置に対する補助で5人槽8基、7人槽2基分それから新設またはくみ取りからの宅内排水管の工事費に対する補助8基分、同じく単独浄化槽からの宅内排水管工事に対する補助2基分を計上しております。その下合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、下水道処理区域外で設置されている合併浄化槽の年間維持管理費用が実際に使用される水道の使用水量で下水道使用料金相当額を算出した場合よりも高額な高額となる場合についてその差額分を補助するものです。対象世帯は387世帯、公民分館7件となっております。76ページをお願いします。目の最下段目10水道費 節18負担金補助及び交付金 水道事業会計補助金は、収益的収入の財源としまして総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しを行うものです。次の節23投資及び出資金 水道事業会計出資金は、資本的収入の財源としまして主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出すものです。続きまして102ページをお願いします。下の枠目1下水道費 節18負担金補助及び交付金 下水道事業会計補助金は、収益的収入の財源として総務省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として繰り出すものです。次の節23投資及び出資金 下水道事業会計出資金は、資本的収入の財源としまして主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部として繰り出しを行うものです。上下水道課所管分については以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） はい説明が終わりました。追加の説明はございませんか。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 先ほど説明しました内容に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。27ページをお願いいたします。27ページ1番下の行目6公共施設整備基金繰入金は、先ほどの説明では本年度予定している公共施設個別施設計画事業の一般財源相当分と申し上げました申し上げたところではありますが、こちらの充当事業につきましては、テレワーク拠点整備、岡留公園大型遊具整備、斉堂地区排水路改修ということでいずれも公共施設計画事業ではございませんでしたので説明といたしましてはテレワーク拠点整備等について繰り入れるものということで訂正をさせていただきます。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行ってまいります。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は総務課及び会計課分についての質疑ありませんか。なお議案第56号あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても質疑のある方は併せてお願い申し上げます。質疑ありませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 総務課でよろしいですか。はい。3件お伺いします。まずはページ45ページ、はい諸費の中で人吉球磨広域行政組合負担金これ基本的な運営費であります、

これについては当然行政組合の議員の研修であったりそういったものにも使用がなされるわけですが、今回新たに行政組合からあさぎりごみ処理施設の設置の問題が提案されて計画がなされております。私は言いたいのは、重要な問題でありますから今年の区長さんやそれから農業委員会それぞれの研修があると思うんですが、是非ですねこの人吉球磨広域行政組合の費用を活用して、先進地視察をですね今年からは是非やっていただいて、やっぱり百聞は一見だと思っすよ。説明は今からされると地区に来てですね、行政組合から。だけどやっぱり見るのが大事だと思うんで是非こういった費用を是非相談されて研修費に使っていただきたい。私の経験からいくと今までそういうふうなことに行政組合支出をしておりますんでもう是非今年から取り組んで頂きたいというふうに考えております。それについてのお考え方、伺いたいと思います。それからページ53すいません。これは選挙費ですが、53は選挙ですね。はい。今、県知事選入っておりますが今年は議員選挙もあります。実は投票率の問題ですけれどもこれが町長選挙にしても議員選挙にしてもずーっと下がってきております。やっぱり行政として選挙管理委員会として投票率アップにですね、是非力を入れていただきたいということを考えるんですね。やっぱり先進地といいますかね、投票率を上げるがために自治体でやっぱり取り組んでるところがあります。基本的に期日前投票を1か所ありますがやはり校区ごとに設ける。そういったことも私は可能であるだろうしあるいはまた投票所あるいは期日前投票、それに対してのデマンド交通の利用であったりそれから移動の投票場ですね。今町にはマイクロバスが10人乗りのありますがあれを投票所に使うことができます。ですからああいうものをですね、やっぱり移動させて山間部あたりに持って行って是非投票していただきたい。いように少し選挙管理委員会等でも議論をしていただいて今回はですね4月の選挙には間に合わんと思いますけれども、次の町長選挙からでもそういうふうにやっぱり地域の皆さん方が政治に関心を持っていただくようにそしてそれと等しく投票していただくということが大事なことでありますので、そういった事に対する取組をですね、どのようにお考えなのかということをお伺いしたいというふうに思います。それともう1点104ページ。これ自主防災の問題であります、管理監にお伺いします。今年ですね、自主防災の地区の防災計画ですね。今年今まで5年度まで何地区が出されているのか、あるいはまた今年度何地区を目標に自主防災計画の提出を願うように頑張っておられるのか。是非この辺はしっかりと本当は全地区ですね、出していただくように計画していただくようにというのが大きな目標であります今年目標をお伺いしたい。というのと同時に自主防災の会長さん方の会合をですね、やっぱり年度初めに是非やっていただいてもっともっと意識を高めていただきたいというふうに考えておりますがそういった計画についてお伺いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。まず1つ目の広域行政組合の負担金についてというところで、焼却炉施設の移転問題ですけれども非常に今後重要な問題となってきます。そういったところでやはり議員からおっしゃられたとおり、区長会そして農業委員会そして当然地元住民の方への理解も求めるということになりますのでそういった先進地研修につきましては、計画の時期を見て進めていきたいと思っす。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。2つ目の御質問でございました選挙のですね、投票率のアップに向けた取組と言う事でございますが現在ですな大まかには大まかといいますか主にはこれ選挙管理委員会のほうでいろいろと検討をする事項だというふうには思っております。ただ現在の取組としまして紹介できるものはですね、南稜高校高校ですな県の選管も来ていただいて模擬投票等のいろんな学習等もされておりますので、今の18歳から投票もできます。そういうのが選挙の一つ啓発にはなるかというふうに思っております。と議員言われました期日前投票の投票所の数、今1か所でございますけどもそういったそこら付近もですね、選挙管理委員会の中で議論してまた検討していきたいということ、移動期日前投票所というのも近隣町村でもされてるところもありますのでそこら付近もそこを参考にしながらですね内容的には選挙管理委員会の中でまた検討させていただくということになるかと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 橋本危機管理監。

●危機管理監（橋本 啓之君） 先ほどのですね地区防災計画についてお答えします。令和4年度までに作成しましたのは、4こ地区ですね。地区名でいきますと永山、庄屋、熊野そして柳別府ですか。4こ地区そして今年度が3こ地区ですね。石坂、塚脇そして堀ノ角。いうことで7こ地区が作成していただいております。今後の目標ということで言われたんですが県のほうはですね、実はこれは流域復興局のほうで令和5年度末までに50%を目標にしましょうというのをですね、あげておりました。あさぎり町は達成してないわけなんですけどこれについては以前から県のほうにですね、目標を立てるのはいかなんかといったところはですねこれあさぎり町だけではなくよその自治体からも出ております。いわゆる作ることが目的ではないんですね。地区防災計画を作って町民の方に動いてもらうということが目的なわけです。それともう一つですね。日頃の支え合いですね、例えば石坂であればうまかる会というのをされてます。こういった日頃の支えあい、これの平時の支え合いの延長線上に有事のいわゆる助け合いがあるわけですね。私が考える地区防災計画というのは、まずは平時の支え合いの計画を作ってもらう。これがいわゆるひとつ社協さんがやってる支え合いマップというやつ。これをやることによっていろんな活動が出て出てきます。地域の支え合いですね、先ほど言いました石坂であればうまかる会あるいは柳別府であれば花壇を整備するとか地域の清掃活動とかですね。それが出来て初めて有志の助け合いがある。いわゆる弱者が見える化になるんですね、平時の支え合いによって。結局平時の弱者が有事の被害者になるわけです。地震や水害ですね。それが見える化できるからいわゆる有事のですね、防災避難マップが作成できる、いわゆる地区防災計画が作成できるということです。ということで何を言わんとしてるかという計画を作るだけじゃ駄目だということなんですね。地に足をつけてですね、一步一步進めていかないといけないといったところを私は非常に重視をしてですね、各地区のリーダーさんと進めています。したがって今年度も幾つつくるかとかそういった目標は立てておりません。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。自主防災組織の協議会がございましてね。これについてのご回答がなかったんですけども、せっかくああいう組織があって条例・規則だったかな。はい、あります。予算も若干なりあげてあるんですけどもやっぱりそれぞれの地区のトップの人たち

が集っているような意見交換をし、今言われるようなことが自主防災のトップの人たちを集めたところで情報交換あるいは意見交換ができれば、今言われるような形を含めたところの自主防災計画というのは徐々に出来上がっていくではなかろうかというふうに思うんですね。1年間ありませんでしたから今年はずいぶん、是非年度当初計画をしていただいて今言われたような話をしっかりと会長さん方にお知らせ頂くということは非常に私は大事なところじゃないのかなと思いますけれども、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 橋本危機管理監。

●危機管理監（橋本 啓之君） 大変失礼しました。申し訳ございません。自主防災組織のリーダーを集めてという会議は、自主防災組織連絡会議というものをですね、令和3年から年間1回ありますが実施しております。昨年度も6月ですね早々のにやっております。今年も6月に6日ですかね、に実施する予定です。その会議の目的はですね、まずは令和今度6年度ですね、6年度の地域防災計画につきましては、5月の下旬にですね防災会議で了承を頂きます。委員の方たちにですね。そのあさぎり町の地域防災計画ができた後にですね、6月に先ほども言いました各自主防災組織のリーダーを集まっていたいて、令和6年度のあさぎり町の地域防災計画はこうですよというのをですね、お示しするために必ずこれはやります。それともうひとつ目的があるんですけど、今ですね各小学校区ごとに自主防災組織のリーダーを決めてもらってます。このリーダーの方たちをですね、また年度で変わる時もありますのでもう一度この方たちでいいですかというのをですね決めていただいて、将来的にはですね、また並行して避難所運営委員会、設置に関する検討会というのを年2回やっていますが要するに各小学校区ごとにですね、自主防災組織、町民のお力で指定避難所を開設運営していただくと。こういった組織を作るための第一歩としてもですね、その会議を利用させていただいております。すいません、先ほど申し訳ございませんでした。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 総務課に1点だけお尋ねします。34ページです。備品購入費で93万5,000円の計上がございましたが会議用の映像機器というふうにお聞きしたんですけども正しいかどうかの確認をしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい34ページですね最上段ということで、ここの支出の費目はですね、議会費ということになっております。ただ内容的にはこの備品の中身につきましては、議会映像インターネット配信用関連機器というものでございます。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。インターネット関連ということだったのでお尋ねしたんですけども現在第二庁舎が建設中でございます。その際にこの我々の議会の中継などでですね、ユーチューブ配信をするかどうか、そこはまだ決定してないと前回全協でお聞きしたと思うんですけども、もうそれが決定して関連の機器を購入されるのか。そこはもう決定があっているのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

(休憩) 午後 2時18分

(再開) 午後 2時19分

◎議長(森岡 勉君) はい、会議を再開します。山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) はい、今回議会費に計上してあります議会映像インターネット配信用関連機器といたしますのは、今ここの議場のですね、向かって左側あそこの中の機器を更新することでそこを更新したものは第二庁舎のほうのに設定、持って行ってまた使うということでございます。と先ほど議員言われましたユーチューブ配信の機器につきましては、まだ議会・議員さんの中でもですね、どういうふうな中継の仕方をするというのはまだ決まっていないということですのでまた今後の検討課題ということになっております。

◎議長(森岡 勉君) 3番難波議員。

○議員(3番 難波 文美さん) はい分かりました。町政とか議会へのですね住民からの関心、これを高めるためにはこれからのインターネット配信というのはもうユウチューブは当たり前の時代になってきてるわけですね。現在見られてる方もたくさんいらっしゃると思うんですけどもユウチューブによってその町に収益が生まれたりとかあるいはその町政に関して非常に良い提案が住民から直接あったり、そういう利点もございますので我々議員はもちろんですけれども執行部のほうでもそういうものを取り入れていく、そういうものに取り組んでいくという考えをですね、これから持っていただきたいんですけどもその辺のところはどのようにお考えでしょうか。

◎議長(森岡 勉君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) はい、今確かにユウチューブはですね広くこの世界まで発信できるという映像を出すことができるということで非常に注目されてる映像発信の方法とは思いますが。これをですね、議会でどこまでこうするのか。またというものは議会の中の中でもですね、また議論をしていただきたいというふうには思っております。

◎議長(森岡 勉君) ほかに。11番皆越議員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) 11番皆越です。45ページ老朽危険空き家除却促進事業補助金ですけども今年6年度は5件を用意しているということでございました。初日はですね、補正予算が減額でした国庫支出金も町の予算もですね。今年度の実績とですね、全体把握されておられればお示しお願いしたいと思っております。

◎議長(森岡 勉君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) はい、老朽危険空き家の補助金でございますが令和5年度の実績につきましてはゼロ軒でございます。問合せのですね話まではあったんですが、実際申請までは至っていないということです。6年度につきましても同じ5軒分ということで計上させていただいております。

◎議長(森岡 勉君) 11番皆越委員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) 全体の戸数は把握されておられますか。それと周知についてお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。これあさぎり町空家等対策計画を作った段階での数値でございますが、ランクDの倒壊または倒壊の恐れがある空き家といたしますのは46戸、6軒ということでございます。それから中々申請がないということで周知につきましてもですね、今後広報紙等でですね広く周知をしていきたいというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。なければここで10分間休憩いたします。

（休憩）午後 2時25分

（再開）午後 2時35分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。次に企画政策課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい3番です。企画政策課に2点お尋ねをします。まず1つ目は37ページ。ホームページのリプレースで1,500万円の計上がございますがこのホームページはいつ頃新しいものを見ることができるのか、使うことができるのかということが1点。もう2点もう1点は42ページです。42ページの総合計画による42ページですねすいません。総合計画運用支援業務委託料が550万円とございました。その中で人口マッピング資料の作成を委託するというふうにお聞きしたと思うのでその辺りを詳しくもう一度説明をお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい1点目の答えですけれどもホームページのですねリプレースにつきましては、令和7年の4月から運用を開始したいと思っております。現在のですね、ホームページにおきましてはやはりまちづくり審議会あたりからやはり使いづらいとか見にくいという御要望もあっておりますので、今回ですね内容的には古い記事とかもまだたくさん残っております。なのでその辺りの整理も含めたところでですね、新たに見直しを行いましてリプレースをしたいというふうに思っております。それから2点目の人口マッピングですけれども前回ですね令和2年度だったかと思っておりますけどそこで作成をさしていただいております。これにつきましては各行政区ごとのですね人口を地図上に落として、人口減少とかその辺りをですね色分けしたのになっているものとなっております。ですので今回ですね、新たに総合計画を作成いたします関係で総合戦略、こちらとの関係とありますのでその辺りで今回また新たにですね、人口マッピングを策定したいというふうに思っております。これにつきましては国勢調査あたりですね数値をもとに社会人口問題研究所こちらのほうが推計を出しますので、その辺りのデータを踏まえまして作成をさしていただきたいというふうに考えているところです。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございました。ホームページにつきましては一般質問でも同僚議員私も含めですね、何度かホームページの更新をお願いしたいということでですね、お話をしておりましたので今回新たにリニューアルということで非常に期待をしております。

ます。そしてこの人口マッピングは令和2年3月に出版されておりますので元年度の分でということだと思っておりますが、我々議員にとりましては非常に生産年齢人口とか年少人口とかが非常に区別にですね各区で出ておりますので行政関係の事を調べるにしましても私たちの一般質問をつくることにしましても町民の意見を受けるにしましても非常に有益なものでございますので、是非ともですね詳しい内容で、調査をですねしていただいてマッピングをお願いしたいと思っております。できましたらホームページのほうでも是非お知らせ、そして広報のほうでも載せていただくと住民の方もですね、知っていただく機会になると思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、ホームページにつきましてはですねいろいろほかの自治体あたりでもですね参考にして、使いやすい見やすいホームページ作成に努めてまいりたいと思っております。また人口マッピングにつきましては今議員のほうからおっしゃられたとおりですね、ホームページ、広報紙等で作成後にですね、町民の方々にですね周知をさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 27ページです。ふるさと基金繰入金これが2億円なってますけど、これがですね令和5年度の一般会計の中で9,000万円の減額補正がなってます。これは返礼品の問題で今まで1番出ている返礼品が扱うことができなくなったということでその分の減額だったと思うんですけど、これを見ると返礼品の46ページの中の46ページでですね、寄附お礼お礼品ですね、お礼品の中はこれは金額が毎年変わらないので、その分の減った部分というのはどうにか穴埋めできるっていうことでこの2億円を計上してあるのかなと思ってるんですけど。これは間違いなくその穴埋めができるということで2億円をみてあるのかそれについてちょっとお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、お答えいたします。先ほど議員が言われたとおりですね令和5年度につきましては、当初2億円を予定しておりましたが返礼品の関係で9,000万円今減額をさせていただいているところでございます。これにつきましては基本的に令和5年度内の予算で執行いたしますので、令和6年度の当初予算といたしましては寄附額2億円を想定しましてこれの半分を経費として計上をさせていただいてるところになります。また基金につきましては、これまでですね約8億ほどの基金の積立がでございます。でするのでそれをですね、ちょっと予定より多くなりますがそちらのほうの取崩しをして今回ですね2億円を取り崩すというところで計画をしているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい了解しました。もう1点ですけど37ページの先ほど3番議員のほうから質問がありましたけどホームページのリプレースの1,500万に対してあと保守業務がありますよね。これは例えばホームページを新しくリニューアルした場合にこの保守業務というのは例えばマイナーな例えばもう1回ホームページが出来上がったらマイナーな修正っていうのは保守業務の中でできるのかできないのか、その辺のお尋ねをいたしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。そこにつきましては、入札を行うときにですね仕様書あたりでうたう必要があるかと思っております。ですのでその辺りを踏まえたところで仕様書を作成いたしまして、入札もしくはプロポーザルを行いまして業者選定を行っていったらというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） また出来上がってからどうしてもいろんな問題が出てくると思います。それは大きなものじゃなくてマイナーな面小さな面もあると思いますんで、それをしっかりその仕様書の中でうたってもらってマイナーな修正はかけていくということをお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はいありがとうございます。その辺りにつきましてもですね十分に検討さしていただいて、また事業者のほうと協議しながら進めていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい2点ほど伺いたいと思います。ページは42ページでございます。ひとつはさっき同僚議員がお尋ねありました総合計画運用支援業務委託料について、この委託料にですね結局トータルシステムを構築して総合計画の実効性を確保するためだろうと思うんですけど、これはもう毎年この委託料を必要とすることで総合計画を運用していくのか、本年限りでいいのかが1点でございます。もう1点は地方バス運行等特別対策補助金がありますが、ただいま現時点において1年間で地方バス、要するに国道走ってるあのバスにですね、どれだけの町民が乗客して利用しているのか、お分かりならお答え願いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい1点目のですねトータルシステムの運用というか今後費用がかかるかということになります、ちょっと今手持ち資料がございませんので後日回答さしていただければと思っております。それから2点目のですね地方バスにつきましては基本的に町内の乗降者数、こちらのほうはちょっと把握はできないということになっておりまして、基本的に始発のところから終点までで何人乗られたかというふうなデータはございますが、今申したとおりですね町内での完結した分については資料がないというところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 総合計画というのがですね全国の自治体においてはなかなか今もこう何ちゅうか形骸化しているというような言われ方をよくするんですよそれは何でかという策定して運用する間にかかなり年数タイム的なラグがあって、時代がそのうち変わっているということで総合計画等の形骸化というのは以前から言われておりました。それに向けてトータル的なところもバラバラだったので今度トータルシステム日本生産本部ですかね。そのシステムの導入だろうと思うんですけど、その辺を踏まえてそこに多くの財源を投じていくことの効果というのはどれぐらいを検証されているのかもちょっと後でよございませんですけど、その辺のとこ

ろをお答え願いたいと思います。からバスに関しましてはですね3,000万以上のお金を出しながらもう毎年もう前から私も言うんですけど公共交通機関の在り方についての根幹だと思うんですけど、これをもう未来永劫こういうことを続けていくのかそこ辺のところも踏まえて、実態何人乗ってどれだけ使ってこれだけのお金を使ってるのかということも中々この把握できないんですよ、やはり納税者に対して説明ができないのではなかろうかと思うもんですから、その辺のところの実数的な把握は努力を願いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） まずひとつ目の総合計画の運用支援につきましてはですね、私は予算説明の段階では今年限りというふうに伺っております。そすと公共交通につきまして公共交通といえますかバスにつきましてはですね、やはり沿線市町村との協議が必要だと思いますので、そういった辺りも含めたところで協議を進めてですね、今後の運行方法等について進めていきたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。まず光基盤整備の関係でございしますが財源として起債、過疎債を予算計上いたし頂いております。ここに上がってきたということはすいません確認、ちょっと私出来なかったんですが今正式名称なんですかね、俗に言う過疎計画にこの光基盤整備事業が登載されているものというふうな理解をしてるんですが、ということであればこの光基盤整備事業の翌年度以降もですねあるわけですけれども、当然計画を県の県との協議等で認められているということは、確定じゃないにしても来年度以降令和7年度以降も過疎債充当が可能という判断をされているものだろうというふうに私は推測するんですがちょっと1点確認をさせていただければと思います。ともう1点が20ページですねこれちょっと私よく理解できない聞き違いかもしれませんが、地方創生臨時交付金の御説明の中で、給食費補助にも充当するというのはおっしゃったように聞いたんですがちょっとこれ確認です。その具体的な数字等がもし分かれば教えていただければと思います。それからもう1点だけお願いします。先ほど岩本議員の質疑の中にふるさと寄附金とその対策費の話が出ましたが、このふるさと寄附金予算上は2億円の寄附見込みの計上で対策費が総額1億3,200万ほど上がっておりますが、先ほど経費は50%見てるとおっしゃいました。これ総務省が言っているところの運用基準ですね、あれは50%そして今回上げてある予算は50%分が総務省が言うところの対策費の上限枠の中に収まっているのかそのどの部分がですね、その対策費の経費として国が見るのか。要するにこれ前ちょっと言ったと思いますが、経費をオーバーした時ですね、いろんなまた後日ですね町としてもちょっと厳しいことになる ならないとも限りませんので、ちょっとその辺の確認をお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいま小谷議員から御質問がありました光ブロードバンド整備事業のですね過疎債についてですけども、こちらは令和3年度に策定しております過疎計画の中に光基盤整備を行うための計画が盛り込まれておりますので、令和3年度から7年度までの5か年間継続して利用できるというふうに理解をしております。その分を今回2億9,550万ですね、一応過疎債として予算財源に上げさせていただいておるところでございします。以

上です。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい2点目のお答えですけども、給食費に充てますですねちょっと資料を今持ってきておりませんので後で答弁させて頂ければと思っております。それから3点目のふるさと納税の経費50%のところになりますが、これはですねあくまでもふるさと納税寄附の事業に対する費用が50%ということになりますので基本的にお礼品代それから委託料とか発送のですね、それからそれに当たった職員の人件費、そちらが経費とみなされますのでそちらにつきましては寄附額の50%以内を確保するというところで試算をしているところがございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はいありがとうございます。2点目の給食費補助云々はその数字はともかくとしましてその対象にはなるということは先ほどの御説明それは間違いないということで理解してよろしいですかね。はいありがとうございます。3点目の分ですが、今の御説明ですとすいません私もその数字の取りよう間違いかどうか分かりませんが確認ですけど、寄附額は予算額2億円計上で経費を1億3,000万上げておられる。この中にそれを対象にならなくていいというふうな経費を含まれてるんですかね。私単純にこの2億分の1億3,000万は50%を超えてるんじゃないかというふうにそういうことを考えてですね思うもんですから、これ何で言ってるかっちゃうとやっぱ予算計上した時ですね、その中で実際執行していかれた時にいつかもう数か月前の補正予算のときにですよ、経費を実質オーバーするような計算をされてちょっとその問題だからまた云々という話を説明を受けたもんですから当初予算の段階でですね、これあくまでも予算は予算ということかもしれませんが、他所の自治体のような事例でですね、経費オーバーとかいうことになるのを取り越し苦労でちょっと若干気になったもんですから確認をしているところです。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。申し訳ありません。御指摘のほうありがとうございます。今回のですね経費につきましては、あくまでも試算で経費を上げております。実際のですね寄附額に対しましてそれぞれのポータルサイトの利用率がばらばらになっております。ですので今1番使っているポータルサイトをちょっと多めにですね試算をしまして経費のほうを計上させていただいているところがございます。ですのでこれにつきましては、実際使いました経費といえますか各ポータルサイトに寄附がありました額に対しましてそれぞれの率を掛けていきますので、若干ですね下がる見込みにはなると思しますのでそこにつきましては十分注意をしながらこちらのほうでも今後支出等をさせていただきたいというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。10番永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい10番です。ページは48ページでですね。テレワーク施設のことについてお尋ねをいたします。ここに利用促進とかの誘客促進ですか。はい誘客促進ですね、そういう科目がありますけどもその誘客についてですね、とにかく利用促進について今年どのような具体的にはお考えがあるのかお尋ねをいたします。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいまの永井議員のほうからですね御質問がありましたテレワーク施設の誘客促進についてでございますけども、これまでも議員の皆様方に御説明してまいりましたのが施設をつくって終わりではなくてやはりこの施設をどう有効活用していくかということが重要な部分だと思っております。特にこの施設につきましては、地域外から来ていただく、そういった方々を受け入れる場所あるいはその方々が仕事をする場所ということで整備をしておりますので、まず地域外から来ていただくためのソフト事業そういったものをですね今回令和6年度の当初予算に計上させていただいております。具体的には、人材育成を目的としたセミナーとかあるいはそこで地元の方も参加して一緒に学ぶようなそういったこともできるようなセミナーをひとつ考えておりますし、またその施設を活用して今までなかなかインターネットの部分をも有効に活用できなかった部分をうまく促すような研修そういったものをですね、この場で取り組んでいきたいというふうに思っております。また当然地元の方だけではなくて地域外から来られた方と一緒に地域の課題を共有しながら解決するための会議であったりとかあるいはウェブ会議を通してですね、課題解決に向かっていくそういったものを令和6年度のソフト事業で計画をしております。一応この補助事業をですね活用するようにしてるんですけども、今デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生推進タイプという補助事業もですね、要望を一応上げるところで今計画を進めておりますのでその形がとればまた補助事業も活用できるというところになります。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 10番永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。具体的にはですね、中々ちょっと難しいのかなと思えますけどもこの施設は上球磨では唯一の拠点施設でありますよね。この前ですね先日区長会との意見交換会をしました折にこのテレワーク拠点施設についてですね大変な御質問を頂きました。でですね一言で言えば、本当に皆さんが注目されてるこの事業であり、この施設であると理解しております。でですね、これから本当に今課長補佐が言われたとおりこれからが本番施設をつくっただけではですね、宝の持ち腐れにならないようにとにかくですねこれからのいろいろな策、私たちもうアイデアがあれば遠慮なしいろいろな委員会なり通じて意見を出していきたいと思っておりますので、とにかく利用、利用促進についてですね、頑張っていって欲しいと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。このテレワーク施設はですね、永井議員がおっしゃるように上球磨・中球磨地域にとっても重要な施設だろうと思っております。先日もですね、地域おこし協力隊で湯前町にこられてる方が今までは人吉のお外を利用されてたということでございました。その方がちょうどあさぎりにテレワーク施設ができたということで非常に近いということでコワーキング施設も利用頂いておりますし、また先日は長崎県の五島市のほうからもドロップインといいますか、飛び込みでコワーキングを使いたいということで利用があらるところでございます。インターネットを通じてそういった情報発信をしながらですね、テレワーク施設の有効活用も図ってきたいというふうに思ってますし、また地域おこし協力隊の方が今あさ

ぎり商社や健幸運動教室そして社協そしてこのテレワーク施設ということでそれぞれに協力隊の方が配属されておりますので、そういった方々の会議の場といいますか意見交換の場として有効に活用していければというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかにないですね。

◎議長（森岡 勉君） 次に財政課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。6番小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい6番小出です。26ページの節1土地建物貸付け収入ですが、数年前にも質問したわけですが上地区のですね、上永里地区になるかと思いますが合併公園周辺に8ヘクタールあるわけですが、その3ヘクタールを畜産農家に無償で貸付けてあるということと他の農家に対してもおかしいんじゃないかということである程度の金額で貸付けをするべきということと要望をしていたわけですが、その後現在どのようになっているのかお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい。ただいまの御質問についてお答えいたします。今議員が申された通りの状況ですね、その時課題の御提案はあったということですがけれども現状につきましても無償での貸付けが継続されているという現状でございます。

◎議長（森岡 勉君） 6番小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 今後ですね、町としてこの土地について何かの利用計画とかもあるのかお尋ねしたいと思います。これ、町長。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、今の段階では全く白紙で利用計画はございません。

◎議長（森岡 勉君） 6番小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。今のところ計画ないということですが貸付け、例えば安くして10アール3,000円で貸してもですね、3ヘクタール年間9万円それが合併後ですので20年間180万円の貸付け収入があったわけですね。もしも今後計画がないとすれば、私はもう早く売却したほうが町としてもいいんじゃないかというふうに思いますがその点についてお尋ねします。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そこが無償に貸付けになった経緯等もちょっと私存じ上げておりませんのでそういった経緯も調べてみてですね、利用する予定がないという判断がついたら確かに売却の方向に進みたいと思いますが多分あれば合併した時の上地区が記念公園として設定されたと思いますので、そういった思い入れもあるかもしれませんのでそういった経緯もちょっと調べさせてください。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先ほどちょっとフライング言おうとしました話ですが、財政課のほうで最初に説明を頂いた資料なんですけどどれやったっけこれか。最初に出していただいた資料の委託料の件をちょっとだけ確認させていただきたいと思いますが。この表はあくまでも集計表、予算、数字上の集計でありまして、委託料が今回も1億7,600万増、この数字が大き

い小さいということをとやかく言っても仕方ないんですが、ずっとこの数年間です、委託料の数字を見た時にやっぱり増えてきている。それはいろんな計画づくりとかそういうことも含めてあるいはいろんなハード事業です、委託料が増えてくるのは理解できるんですが、ここでちょっと確認をしたいのは、先ほど小見田議員がちょっとおっしゃいましたけどトータルシステムの委託料とか、これ前全協でもちょっと申し上げたと思うんですが、そういったのをどこまでを民間の活力とか専門的な知見を持たれる方をお願いする、どこまでが自前で職員さんがやる、その付近の線引き難しいと思います。いろんな今業務が多いのでなるべくなるべくというかな、外注できる分は外注するということもあるんだらうと推測するんですが、ある意味です、余りの外注とか委託に頼るといふか、それやってしまうと今度は職員さん方の何ていうかあの知見が薄れてしまう、そういったのを若干私は危惧をしております。それはちょっとそれぞれ町のほうで御考え頂くべきことなんです、ですからそういう意味で本来それは取りようですけど本来職員さんがやられたほうがいい業務も今はいろんな民間の会社ありますのでそれを受けていただくところはですね、委託業務という形でされる部分もあるだろうと推測しますがその付近の考え方ですね。結果的にこういった数字が委託業務が量が大きくなっていくそういった面もあるように私は思っておりますので、先ほど小見田議員がおっしゃった部分と若干は被ってきて若干はズレてるのかもしれませんが、そういう視点です、財政課として財政課にお尋ねしたいのは財政課としていろんな予算査定をされる中でですね、そういった部分もし、もしですよ気にかけておられるというか注意されてる部分があるとしたらですね、どういふお考えなのかちょっとお尋ねしたいんですよ。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 委託料が増加していることについてということですが、確かに議員おっしゃりますとおりの計画策定であったりとか多種多様な委託がございまして、それを職員が自前でするという事は非常に職員のスキルアップにつながるというふうには認識をしております。一方でですね、これまで行財政改革等で職員の数が減少している中でマンパワーが不足しているというような現実もございまして。また業務もですね、一つ一つが専門性を有する業務であったり業務の多様化というようなこともございまして予算査定の中では、一つ一つですねこれはどういふ委託料であるというふうなことも一つ一つお話をさせていただいておりますけれども、どうしてもですね職員でできない部分について今回その委託料で計上した、その全体の総額が増える増えているというふうなことでございまして、一つ一つ査定の中ではですね、どういふ業務であるというのには内容は確認をさせて個々に確認をさせていただいているというところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。再度で申し訳ありません。私あの外注とかそういう委託が一概に悪いと言ってるつもりは毛頭ございせん。ただその付近の何ていうのかなバランスとか考え方。今あの確かに業務全体が増え、業務量全体が増えていると思いますし職員さん個々の負担も恐らく増えてるんだらうと推測します。それを補完するために委託というのはいまよく使うべきだらうと思いますが、先ほどちょっとおっしゃったプラス面では自前でやることはブ

ラス面は職員のスキルアップにつながるんですね当然ですね、その付近をそこがちょっと言葉は難しいんですけど後退することがあっちゃいかんよ、いかんいかないのではないかなというような気が若干するもんですからそういう意味で考え、ちょっと気になっております。ですから今先ほど課長がおっしゃいましたようにその付近あのトータル的に各それぞれの部署の中でですね、お考え頂いてされているというふうに思いますので、そういう見方も若干あるということをやっと念頭に置いていただけて今後やっていただければありがたいなというふうな気がしております。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。はい御指摘頂いたとおりでございます、委託するからといってですね委託業者さんに丸投げしてもうそれで終わりということではなくて、当然委託を行う、仕様書をどうするかとか委託をした中で打合せを重ねて行ってそこから報告書を進捗管理をしたりとか、報告をする。報告がちゃんとうまくできているかどうかとか、そういった丸投げということではなくて職員も一つ一つ確認を行っていった上での委託だと思っておりますので、そちらについても丸投げということではなくて責任を持ってですね一つ一つ確認を行ってまいりたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。すいませんこれは毎年聞いている話で38ページのですね、財務諸表の作成支援業務委託料のことで前に質問するんですけど要はこれはどういう目的でこのもう予算を計上して、もう毎年この予算見えるんですけど今あの去年としてどれぐらい進化したのかということをやっとお聞かせ願いたいと思います。それと何を目標しているのか、その2点を伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい。財務書類作成支援業務につきましてはですね、非常に勘定会計ですね、役所の会計、地方自治体の会計は単式簿記ということでそこに企業会計の考え方である複式簿記の手法を取り入れるというところの中に資産が入ってきたりとかそういった面でやはりこれは公共施設整備計画、総合管理計画非常に密接に関わってくるわけですが、中々単式簿記の中では資産という考え方がですね、中々予算上に出てこないということで始まったものでございます。そういったことで28年度から作業を開始しまして実際につくり始めているのが平成29年度からということでございます。先ほど申し上げたとおり複式簿記ということで単式簿記を複式簿記に変換するにあたってですね非常に専門的知識が必要であると。また一部事務組合等との連結、そういった事務作業もございまして現時点においてはやはりそういった作業をそういった知識を持たれているところの事務所に委託するということは必要でございます。その中で職員が何をやっているかということで先ほど申し上げた資産に関することですね、固定資産ですね、この固定資産台帳につきましても同じところのシステムを用いてあわせて更新作業を進めていくわけですが、ここの資産を更新する作業ですね、ここに職員を今多く関わってもらっています。その作業は実質各担当課が行いましてそれを財政担当課のほうで集約して最終的にこれも確認が要ります。会計の知識を持った方の確認を経て台帳を更新しているというところで、

先進自治体においてはですね日々仕訳といいまして、そういった日々の支出ですね。予算を支出する際にこういった複式簿記のもし仕組みを取り入れてですねやっているところもございしますが、あさぎり町が今やっているところとしては固定資産の方針のところですね、ここにはちゃんと関わりましてですね、自分たちの手でやっているというところもございします。毎年質問頂いておりますこの先の見通しですけれども、理想としてはやはり日々仕訳を導入してですね、今決算の決算書、財務書類ができるのが1年遅れですので、これをやはり決算後すぐにですねできるようにしてそれを予算に活用していくというのが最終目的ですので、そこを目指しておりますけれども、ただいまあのトータルシステムのほうをですね先行して導入しております。これも予算に関わる全職員が関わる大きなことですのでこちらを先行してやっているということで、その進捗を見ながらですね、その先の公会計の在り方についても検討を進めているところもございします。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） この今複式簿記を用いた新たな公会計で要するにコストとストックの把握をしながら予算ということと思うんですけど、この前の上球磨議長会の研修の時にですねEBPMというような方法と申しますかね、それによってもうデジタルを使って結局いろいろなことを分析して、そして政策の高度化そして効率的な行政活動というふうなことで御講演を頂いたんですけど、今後は新たな公会計とこういう新しいシステムの結びつきというのは可能になると思うんですけど、その辺の時にこれも後で一般質問で聞くようにしてたんですけど、今ちょっと中村課長補佐もおられますのでその辺についての見通しというのは何か考えておられますか。財政から見たもういろいろPIツールとか言って新しいいろんなツールを使ったこの行政のやり方というのは今こう展開しているような自治体もあるように見受けておりますけど、それについての情報なり今後のこの公会計との関連性等について何かお考えあれば伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい今新しい考えについてお話しされたと思いますけれども、正直言いましてまだそこまでは深くそういった見解を持って今後の財務処理の在り方を検討している段階にはございません。今申し上げたとおりトータルシステム、その後の数年来課題になっておる日々仕訳の導入をどうしていくかですね、これもマンパワーが必要ですのでこれにもシステムの改修等が必要になってきますので、まずそこを目指しているというところもございまして、今小見田議員が言われたような考えにつきましてはトータルシステムの導入の中でもですね、一部そういった考えが含まれておりますので将来的に結びついていくものだというふうには考えておりますけれども、まだその先について具体的な検討等をしている段階にはございません。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。13番溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。先般議会報告会の後に区長さん方との意見交換会を行いました、その中で区長さん方から議員報酬を減らせという話は出ませんでした、逆に議員報酬を上げてでもしなければ若い人は政治に参加しないのではないかというような意見が出たわ

けであります、そこでですね伺いますが、33ページこの中の4番に共済費があります。これは議員共済組合負担金、これは議員年金が廃止されてしかしながら今もう退職されて年金を受給される資格のある人たちにこの金額が計上されて支払っておられるわけですね。我々が貰う共済金ではありません。でこれはですね、交付税の算定基礎に基準財政需要額に算入されて100%これは交付されているだろうというふうに考えるわけですがその確認と一方議員報酬がここに計上されてあります。これは基準財政需要額に算入されて、どれぐらいのですね地方交付税交付されているのか確認をしたいと思いますが。それとあわせてあさぎり町は今、政務調査費というのはありませんけれどもこれが政務調査費もあるとすればこれは基準財政需要額に算入されて交付税で見てくれるのか。その3点確認したいと思いますが。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい。ただいまの質問についてお答えいたします。まず地方交付税の算定、今申し上げられたのは基準財政需要額に入ってくるものでございまして、共済費であったり議員の皆様報酬であったりそういったもの当然制度上必要なものについては交付税に算定されております。その算定の中で幾ら含まれているかというところなんですけれどもこれについては費目ごとに計算が様々ございまして、単純に人口掛ける幾らというので分かりやすいものもございまして、今言われたような議員の議会運営に関する費用につきましてはですね、議員の定数がそのまま何かの単価に掛けて金額が出るような計算にはなっておりません。これはちょっと少し専門的な話になるんですけれども、基本的に基準財政需要額というのは単位費用といましてその行政にかく行政のそれぞれ品目ごとに計算するんですけれども、その費目の単位費用というのをまず国が算出します。それにいろんな基礎数値をかける。さらにその地域ごとの補正係数というのを掛けて算出するわけなんですけれども、議員さんの報酬等につきましては議員定数の14というのが基礎数値に入っておりませんので、計算上はこの単位費用というふうなものの中に含まれるわけです。この単位費用というのがどのように計算されるかというところなんですけれどもこれは標準団体ですね。全国の地方公共団体に平等に交付税を計算するための計算方法なんですけれども、そういった中であさぎり町がどれだけ払っているかというのは計算の基礎にはなりません。国が考える標準団体ですね、市町村においては10万人規模の標準団体という仮の標準団体を設定しましてその団体において教育費は幾ら、議会費は幾らという中におおよそ標準的な10万人だったらこういう定数ですと、全国的な統計数値等から導き出されたそういう数字で単位費用として出てきております。すいません説明が長くなっておりますが、そういったことで今御質問に対する幾らというふうなことが正しく計算上出てくるかというのはちょっと試算してみないと分かりませんが、また最初に最終の総括質疑までにちょっと計算をしてみまして分かる範囲でお答えできればお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかにないですね。

◎議長（森岡 勉君） はい、ここで10分間休憩いたします。

(休憩) 午後 3時24分

(再開) 午後 3時34分

◎議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

◎議長(森岡 勉君) 荒川企画政策課長。

●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。先ほど小見田議員のほうから御質問がありました産交バスの利用状況につきまして答弁させていただきます。令和5年度の実績になりますが一応令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間の利用者数になります。基本的に5系統町内を走っておりまして起点をですね人吉市から多良木町の終点、湯前町の終点、水上の終点というところで5路線走っております。トータルのですね輸送人員につきましては、4万9,673人が利用されております。1日あたりに換算しますと24.3人の輸送人員があったというところで報告を受けているところでございます。以上になります。

◎議長(森岡 勉君) 次に農業委員会及び農林振興課分についての質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。1番豊永議員。

○議員(8番 豊永 喜一君) ページは78ページ。農業委員会費の中の委託料、目標地図素案作成委託料につきましてお尋ねをいたします。この事につきましては説明もありましたように10年後の土地利用を誰がするのかということ在地図に一筆ごとに落としてやる作業という話でございましたけれども、この作業につきましては大変な労力あたりも有するわけですけれども、このですね具体的なスケジュール辺りをまずお尋ねをしたいと思います。

◎議長(森岡 勉君) 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい。スケジュールにつきましてまず4月から1か月程度で契約、あと業務に行う上での打合せ等を行いたいと思っております。5月から1日から50日間でシステムの開発業者によりましてその目標地図に係るデータベースの作成を予定しております。あわせて5月1日から50日間を同様に中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、前回までの人農地プランのデータをシステムの入力を開発業者のほうにお願いしたいと思っております。6月の20日程度から40日間程度で町で昨年11月に行いました意向調査の調査結果につきましてデータベースに結果を入力していきたいと考えております。8月に入りまして30日間程度で入力された所有者、それに伴いますその所有者が所有する農地全筆につきまして紐づけの作業を行っていただきたいと考えております。9月に入りまして入力したデータ、システムの中その辺りどう突合いたしまして発生したエラー事項についての修正を行いたいと考えております。9月末日程度で修正等終わります。10月ぐらいには現況地図の図面化をしたいと考えております。以上です。

◎議長(森岡 勉君) 8番豊永議員。

○議員(8番 豊永 喜一君) はい。一応委託をして地図の作成を進めていくというのは分かりましたけれども、基本的には1集落ごとにするのが基本だろうというふうに思いますけれどもその作業それをですね、旧人農地プランではあさぎり町においては8地区の設定でありましたけれども、その設定をどういうふうにされるのかと今言った作業大体8月ぐらいに終わって修正をか

けてという話で、そのあとにですね、地域の話合いによって進めていくという話でしたけれども、その間までのですね農業委員さんの関わり方ですね。それと今までの地域の話合いの出席者数を見ますと中々1集落で参加される方が少なかった部分があるわけですね。これで地図作成のその重要性ということを考えますと、どういうふうに周知して呼びかけていくのかという点をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。まず地域の話合いということが今後現況地図を作って目標地図をの精度を上げていくためには大変重要なことと認識しております。農業委員さんにおかれましては、こういうそういう周知的なものも各いろんな集まりとかそういうところの場でいろんなところで周知は各農業委員の方々をお願いをしたいと考えております。あと地域的なものを人農地プランでは8としておりますが、今回今後農政主管課の農林振興課とも協議をしながら決めていくところですが、8でいくのか旧町村枠の5でいくのか、そのところは今後から検討して決めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 8番豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。初めての作業で大変な作業も出てくるだろうというふうに思いますけれども、是非ですねこの重要性を周知を徹底していただいでですね、是非10年後のあるべき姿、担い手あたりが高齢化で非常に減ってる中でですね、もう10年後はどぎゃなっとなか分からんちゅうところは本音であるだろうというふうに思いますけれども、そういったところも含めてですね、是非進めていただきたいというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。各農業委員会の総会等後また全員協議会の中でも目標地図関連のお話もさせていただいております。各農業委員の方々大変やっぱり認識高く考えていらっしゃると思いますので、今後ともしっかりとした目標地図が作成できるように努めてまいります。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。

◎議長（森岡 勉君） はい。それでは次に商工観光課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） ページは90すいません93ページです。委託料の中の観光振興コンテンツ企画制作業務委託料700万ですね。これについてのちょっと内容とあともうひとつがビハ公園キャンプの基本計画策定の中で、この基本計画策定というのは町がビハ公園についてはこの先も管理運営していくのかそれとも民間譲渡とかそういう方向でどちらの方向で行くのかの基本策定なのか、それともそれを踏まえた中でのそれも中での両方とも中での基本計画っていうのを作るのかというのを2点お聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。まず1点目の観光コンテンツ企画制作業務委託料につきましてですが、これにつきましては主要事業の中でも少し説明させていただきました。具体的にはですねRPGというものをロールプレイングゲームになりますけれどもこれを活用した観

光コンテンツというところで考えております。内容としましてはですね、具体的にはゲームの中であさぎり町内にやってくる、そしてあさぎり町内にある観光施設であったり文化財とかを訪れると、実際に訪れゲームの中で訪れた際にそこに実際の写真であったりとかムービーとかが現れるような形を持っていくと。そこで実際に売ってあるものであったりとか展示してあるものとかそれをそのゲームの中で見ていく。その中でまたその物品も購入できるというような仕組みがつくればというふうに考えております。これにつきましては一応九州ではまだやってるところはないということですが九州外ではですね4例ほどありまして実際に成功されている事例もありますので、そちらのほうを進めていきたいというふうに考えております。2点目のビハ公園の基本計画ということになりますが、前回は御説明をさせていただきましたように28年が経過しております。施設そのものの自体が老朽化をしていると。まずもってその施設の老朽化のどのくらい、どれくらいの老朽化が進んでいるのかという部分。それとあと今、今後もしビハ公園またキャンプ場としての施設として再生するのであればどういったものが必要なかっていうところを基本的に調査をしていただく。その調査の中で今後その再生するに当たっての手法であったり、またどこをどういうふうに改修をかけるのか。それよりもこういうキャンプ場としての施設としての見込みがないってというような結果が得られるのかというのはそこはもう調査をした後、結果でないと分からないのかなというふうに考えてます。できることであればですねやはりもともと観光施設として整備をしたものでありますので、できればそのキャンプ場としての再生ができればというふうに担当課としては考えているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい。ビハ公園については分かりました。先ほどのコンテンツ企画政策の中でRPGを活用したゲームの感覚でということだったんですけど、これについては専門家のほうに全てお任せするのか、それとももう例えばあさぎり町の中の例えば若い人たちですね南稜高校生もいますしそういう人たちとか、それ以外の若い人たちを使ってそういうキャラを生み出したり、そういう協議会の場を見てですねそれを協議会をもってそれで作り上げていくのか、どちらのほうに行く予定であるのかちょっとお聞かせください。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい、まずは予算を認めていただくことから始まると思うんですが、このストーリーを作成するっていうこと当たっては、まず九州以外で作成されているところの事例を見ますとその土地に合った物語というものを作成していくと。その物語とあとあわせてキャラクターもそこで作成をしていくと。その土地柄に合った物語と土地柄に合ったキャラクターの製作でそれをどういうふう動かすかっていうことになっていくかと思いますが、これをストーリーを作るに当たってはやはり地元の我々ですね地元を知ってる人間がやはりそこをストーリーを参照していく必要があるのかと。ただやはりそのキャラクター化していく上ではやはりその専門的な部分が必要になってきます。ただ今後まだまだ漠然とした状況でありますのでストーリーを作成する当たっての人選といいますか、それはこれからまた先の話になるのかなと。これからの課題の一つなのかなというふうには捉えているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。

◎議長（森岡 勉君） 次に建設課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。5番橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ですね、ページ96のですね、目1土木総務費 節住宅建設物安全ストック形成事業の補助金523万2,000円ありますが、先ほどの説明でですね、令和5年は1件しかなかったということで聞いてます。なぜ私がこの質問するかということですね、今地震が能登地震、熊本地震と地震があつて倒壊したと恐れのあるのにですね、中々旧耐震の昭和56年、1981年以前の建物に関してはですね、の家がたくさんあると思います。その件数がまずあるどれぐらいあるのと、それと今後ですね、周知が1件しかなかったということで、今後町としてはどういう考え方でやっていくのかちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） この事業につきましては、いわゆる個人住宅の耐震化支援事業でございますが、議員おっしゃりましたとおりですね、令和5年度の実績につきましては改修工事をされたのが1件ということであります。耐震診断につきましては令和5年度2件っております。中々伸び悩んでいるという状況であります。建設課のほうで把握しております対象となる建物が約2,400棟ございます。こちらの所有者の方にはですね、毎年直接通知を差し上げてという状況でございますが、中々問合せは結構あるものの事業の取組までは至らないというところがございます。直接案内しておりますのでこれ以上というかこれ以上なかなか難しいなというところがございますので、引き続きまた所有者の方には通知を差し上げていきたいというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） 5番橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 通知はですね、っていうのがですねやっぱしほとんどの人が建物建て替えんばんていう思っちゃっと思うんですよね。じゃなしに自分の例えば1か所寝るところだけでも耐震するとかですね、金額安く上がる方法がありますんでそういうのをですねやっぱ例えば各常会とかですよ。常会があるところに支援員さんとして役場職員さんもおられますんで、そういう建設課ばかりですのではなく、やっぱし実例を見せてですね、そういうのがこういう形になりますっていうのをやっぱ説明していけば分かれると思うんで、できれば補助金があるので災害もですね南海トラフとあつて、うちにも人吉南縁断層もありますんでですね、そういうのを考えた上でですね、やっぱし直せるものは直していくということをやっぱりやっていくべしじゃないかなと思います。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい中々ですね通知も行政からの通知が分かりにくいという部分もございまして高齢者もかなり多いものと推測されますので、単純に事業の内容の通知対象となりますという通知だけではなくてですね、例えばこんな改修のやり方がありますというような分かりやすい何かパンフレットの的なものを一緒に送ることができればなというふうに考えておりますので、その辺は考えていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい100ページ出します。河川改修費の委託料でございますが、

いろいろ設計費というふうに伺ったところです。で実はこれ一般質問でも通告しておりますがこの場で済ませればと思ひましてこの場に出すんですが、地元への説明会の時私もちょっと同席させていただいて説明を聞かせていただいたんですが、表現が正確でないですけども要するに今回の現時点での改修案は、令和2年のレベルの災害を完全には防げないと。ただ軽減化させるというふうな一言で言うともそういう御説明だったと思います。物理的に球磨川の本流との問題がありますからですね、一概になかなか行けないと。そこはそこで地元も理解をそれなりされてると思いますが、理解をされていることとイコールそれで満足されているかというのはまた若干違うと思うんですよね。その中でここでちょっとお尋ねしたいのは、今回の今から設計ですけど町が行う事業とプラス一言で言うとも球磨川の流域治水ということで国県全体での考え方があると思うんですが、具体的に例えば伊賀川とかあるいはもうちょっと言いますと田頭川であったりとか井口川であったりとか、いろんなそういうところで国県が現時点でその言葉で言う球磨川の流域治水という言葉で言葉というかそういうことで言われてるの具体的な計画というかですね、そういうのが何か今やっておられるしゅんせつとか以外ですよ、何かまた次のステップで具体的な国県が対応されるようなケース、ケースというか予定というかまだ確定じゃなくてもですよ。そういうのが進んでいるのかどうか、あるいは現時点でまだ白紙なのかですね、そういうのがもしお分かりであればお願いしたいと思います。と申しますのはさっき言いました今回町が予定されている事業が仮に実現しても100%ではないという、そこにやっぱどうしてもいろんな不安が残るといふようなところがですねあると思いますので、そこを払拭するためにも次のステップが必要ではないかなという思いますので、もしお分りの部分があったらお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、この委託設計委託料ということで伊賀川の改修を進めるに当たっての設計費ということで計上しているところでありまして、伊賀川の対策としましてですが先ほど言われた令和2年7月豪雨、これを基準に考えればですねとても改修では追いつかないような対策が必要ということでありまして、通常町レベルの対策としましては10分の1、10年に1回程度の雨等を想定して対策を進めるというところで今回はそういうところで計算上の対策を進めるというところなんです。令和2年の話をしますと上流側に県の柳橋川ございまして、そちらからの越水もあってかなりの浸水があったというところでございまして。県におかれましては河川整備計画の中で、柳橋川の河川改修計画も入っているというところで認識しております。それから国におきましては、こちらはあさぎり町内におきましてはほとんど河道の掘削というところで河川整備計画上は上がっているところでございます。県で実際に河川整備の計画があるかというところでございまして、町内におきましては深田地区の田頭川、こちら令和2年7月豪雨で越水しております。そういった対策で田頭川につきましては多分県のほうでもう既に用地交渉に入られてるかと思いますが、恐らく令和6年度から実際に工事に着手される予定だったというふうに覚えております。柳橋川の河川改修につきましては、球磨川との関連があるので中々調整といいますか、球磨川との調整があるからちょっと時期的には先になるだろうということも伺っているところでございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。

◎議長（森岡 勉君） はい、町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。伊賀川の改修につきましては、河川拡幅とかさ上げとそれとポンプアップの3つで対応するというふうにしておりますが、河川を拡幅するということは樋門を広げなくちゃならないと。樋門につきましては国土交通省が管轄ですので今後国交省との協議で例えば代行工事であったり、そういった協議は進めていかなければならないと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。

◎議長（森岡 勉君） 次、最後に上下水道課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） 各課質疑頂きましたけれども、全課にわたっての質問があればここで受けたいと思いますが、ございませんか。はい、12番 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ちょっと農林振興課にちょっと聞き忘れたところで一つ伺ってよろしいでしょうか。ページは83ページですけど、畜産関係の助成事業はいっぱいありまして、この中にですね、課長の説明では前年並みの金額だということでおっしゃってますけど、ここ今度畜協あたりが閉組織しまして畜産農家の減少が想定できるんですけど、その際に助成といいますか、例えば後継者がいなくて多分畜協と一緒になれば、もうやむもんなあという声をよく聞くわけですよ、繁殖農家の場合。そういうところが農家数が減ってきた場合に、結局畜産農家減少ということで今日の農業新聞にもありましたけど、酪農家もやっぱり経営が苦しくて1万戸をわってきていると。ほんで畜産農家も今度は球磨郡も繁殖も含めて農家戸数はかなり減るのではなかろうかという心配をするわけですよ。今回、6年度のこういう補助の予算をつけていただいておりますけど、やはりターゲットとしまして、例えば後継者がいなくて農家数を減らす、畜産農家経営をやめるとか、畜協が遠くなるということで、そういうところに対して、第三者の事業承継とかいうのも考えるべきではなかろうかというふうなことも思うものですから、その辺のことに向けてもう令和6年度ぐらいから予算としてですね、その辺のところをどう支えていくかということについて、もしお考えがあるならば総括で聞こうと思ったんですけど、今日あの担当もいっぱいおられますので、それについてちょっとお尋ねしたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。お尋ねの件でですね、畜産農家の関係ですが、近年の3か年ですね、廃業された農家の一覧というものを手元に持っております。令和3年度、2年度末ですね。令和3年3月末ということで、155件ありました。3年度末の令和4年3月末には150件、それから4年度末の令和5年3月末には143件ということで、畜産農家の件数はですね、徐々に減ってきているわけです。この内訳、やめられた方の内訳を見ますと、やはり高齢に伴うものという見方ができると思います。非常に世の中を見ても飼料の飼料にしても肥料にしても農業資材もなんですが、かなり高騰して高止まりをしている状況にあって経営は厳しいということで、特に酪農家にとってはですね、ちょっと死活問題的な状況であるということ把握をしているところです。そうですね、それに対しての新たな支援というのは、今回のこの当初予算に関してはですね、組み込んでいないところであります。と申しますのが廃業された理由というのがですね、大体高齢化に伴うものがほとんどというところでございますので、しか

しながらその現状をよく見てですね、確かに必要だということがあれば、そういった支援策も含めてですね、対応していきたいというふうに思います。それから事業承継関係についてはですね、畜産農家に限らず一般の農家の耕種農家の方ですね、そちらについての御相談も窓口としては受けるようにしております。これについては熊本県で農業支援継承センターというのがございますので、そちらに御相談を申し上げて、そして対応していきたいということで、これは引き続き今後もやっていきたいというふうに考えております。それから一つだけ最近の例で申しますと、新規就農者の方がですね、これは畜産農家の方はあさぎり町じゃないんですが、多良木の方だったんですが、あさぎり町で新規就農者の方が多良木の畜産農家の経営を引き継がれたという例はございます。ですので先ほどから申し上げます、申し上げておりますが、当初予算にはそういった支援というのはまだ具現化はしておりませんが、今後そういったものにもですね、対応を、対応できるようにですね、普段からいろいろ検討をしていって、緊急的な事態にならないようにですね、対応していきたいというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 要は単に畜産農家だけでなくですね、1番作付の多いWCSとかいうのも畜産あつてのWCSであつて、要するに土地を有効活用して交付金を頂く大きな収入減というのも畜産農家あつてのことの耕畜連携でございますので、何分あのこれがそういう非常に危険な状況になってきた場合には、町全体の収入の減になりますので、まさしくその糸口に入り口に変わりつつあるような危機感をさえ感じますので、それは担当課の課長の御手腕でよろしく願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、そういった場合には対応できるようにですね、しっかりと状況を見極めていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。

◎議長（森岡 勉君） はい次に入ります。日程第2、議案第76号令和5年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） 令和6年度あさぎり町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条 業務の予定量は次のとおりとする。1 月平均給水件数 事業所等を含む5,942件。2 年間総給水量 153万819立方メートル。3 1日平均給水量 4,194立方メートル。4 主要な建設改良事業配水管布設替・配水ポンプ場整備工事他 事業費8億3,340万円。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第1款 水道事業収益 4億2,704万4,000円。支出 第1款 水道事業費用 3億6,937万4,000円。次のページをお願いします。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,504万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,239万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,265万1,000円で補填するものとする。収入 第1款 資本的収入 9億2,220万6,000円。支出 第1款 資本的支出 10億1,724万7,000円。第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定め

る。岡原配水ポンプ場整備工事。期間 令和6年度から令和7年度まで 限度額2億5,070万円。4ページをお願いします。第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的 上水道整備事業、限度額 6億9,570万円、起債の方法 利率償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。第7条 一時借入金の限度額は4,000万円と定める。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1 職員給与費 4,696万1,000円。第9条 棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。詳細につきましては、29ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。1目給水収益 節1水道使用料 これは令和5年度の水道使用料の実績によりまして現年度分の水道料金を計上したものでございます。給水人口の減少や節水意識の向上などにより給水量は減少しており、昨年度よりも若干減収となる見込みとなっております。30ページをお願いします。中ほどの2目他会計補助金 節1他会計補助金につきましては、説明欄に記載の負担区分に基づく一般会計繰入れ及び償還金利子に係る一般会計繰入れをお願いするものでございます。次にその下3目消費税還付金 節1消費税還付金につきましては、重要給水施設配水管敷設替や水道施設再編整備事業などの実施により年間の借受消費税と借入消費税額と仮払消費税を試算し計上をしているものです。次に最下段の4目長期前受金戻入につきましては、次の31ページをお願いします。最上段節1長期前受金戻入につきましては、資産の取得の際に受入れました国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。次に中ほどの7目資本費繰入収益 節1資本費繰入収益につきましても、先ほどの高い県補助他会計補助金と同様に旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に基づき算出した繰入額となっております。次に33ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。1目原水及び浄水費でございますが、取水施設や浄水場の維持管理に伴います経常的な経費でございます。毎年必要なものを前年度までの実績によりまして計上したものでございます。主なものとしまして節2委託料の最下段 岡原第1配水場塩溶解槽管理業務委託料ですが、軟水化装置について年間を通して管理を委託するものとなっております。次の節3修繕費につきましては、次のページをお願いします。説明欄最上段の浄水設備等修繕ですが、各浄水施設が各浄水場施設が経年劣化により不具合を生じているため発電機や滅菌装置また急速ろ過機のろ材交換等の修繕費用や急な故障に対応するための経費について計上しております。次に2目配水及び給水費につきましては配水及び給水にかかる経常経費を計上したものでございまして、主なものとしましては次の35ページをお願いします。節の3枠目節6修繕費でございますが、説明欄1番目の給・配水関連修繕料は過去3年間の修繕実績により見込まれる配水管の漏水修理等の経費を計上したものでございます。次の量水器交換及びその下の量水器交換に伴う量水器でございますが、8年ごとに量水器の交換を行っており今回614か所の更新経費を計上しております。次の節7材料費につきましては、施設維持管理資材としまして止水栓・量水器ボックスなどの購入費用でございます。36ページをお願いします。目の2枠目4目総係費でございますが、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしましては36ページ、それから37ページにあります職員給与費に係るものでございます。37ページをお

願います。中ほどの節7旅費 説明欄の2番目の普通旅費でございますが、現在水道技術管理者の資格を取得した職員が1名おりますが、異動等により資格取得者が不在とならないよう令和6年度に新たに職員に資格を取得してもらうための研修旅費を計上しております。38ページをお願いします。節の最下段節15会費負担金 説明欄の1番目の研修会負担金でございますが、先ほど旅費にて説明しました水道技術管理者資格取得のための研修費用を計上しております。39ページをお願いします。目の最下段5目業務費これにつきましては次のページをお願いします。節2委託料 量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の業務案分により計上しております。次に6目減価償却費 節1有形固定資産減価償却費は、令和6年度の減価償却費を計上したものでございます。7目資産減耗費につきましては、水道施設の更新工事によりまして除却される資産の償却残を計上するものでございます。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございません。次に41ページをお願いします。1目支払利息及び企業債取扱い諸費 節1企業債利息につきましては公営企業債の償還利息でございます。目の最下段2目過年度損益修正損につきましては42ページをお願いします。節の最上段節1過年度損益修正損は過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算については以上でございます。続きまして資本的収入及び支出の収入の部を説明させていただきます。43ページをお願いします。上段の1目企業債 節1企業債につきましては、配水管敷設替や水道施設再編整備事業に係る公営企業債でございます。中ほどの1目出資金 節1一般会計出資金につきましては一般会計からの出資金でございます。主に旧簡易水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。次の1目工事負担金 節1工事負担金 説明欄の1番目の消火栓工事負担金につきましては配水管布設替に伴う一般会計からの消火栓工事負担金となっております。免田地区に新設の1基分でございます。また災害時の対策として令和4年度から実施しております貯水機能付給水管設置に伴う工事費、設計費について一般会計負担金を計上しております。44ページをお願いします。目の2枠目 2目国庫県補助金 節1国庫県補助金は、重要給水施設配水管布設替及び水道施設再編整備事業の国庫補助金となります。次に45ページをお願いします。支出の部となります。目1配水設備整備費の主なものとしましては建設担当職員の給与費と最下段の節6工事請負費となります。46ページをお願いします。説明欄の1行目水道施設更新工事につきましては、配水管布設替工事、免田地区の国道2・3工区で合計742メートルの工事費を計上しております。その下送水管新設工事は、岡原地区の再編整備事業による吉井給水区域から新設の岡原配水ポンプ場までの送水管の新設で延長が2,670メートルとなっております。その下配水ポンプ場建設工事につきましては、債務負担行為により令和6年度から令和7年度の2か年間で整備を予定しております。その下の水道施設更新事業に伴う給水工事は、免田地区の配水管更新工事か所の給水工事で10工分を予定しております。その下舗装本復旧工事につきましては、過年度に配水管布設替え布設替工事を行った免田地区3か所分を計画しております。次の貯水機能付給水管設置工事は、深田地区の高山体育館付近に設置を計画しております。その下取水井戸更新工事は、岡原地区水道施設再編整備に伴いまして吉井1号井戸が老朽化により取水能力が落ちているため安定した排水を行うため取水井戸を更新するものです。節7委託料 説明欄1番目の水道施設再編整備事業測量設計につ

いては、岡原地区の新設配水ポンプ場から既設配水管までの配水管について設計委託料を計上しております。2番目の貯水機能付給水管設置工事設計委託につきましては、工事請負費同様深田地区を予定しております。その下水道施設再編整備事業監理業務委託は新設する岡原配水ポンプ場の工事監理業務委託料となっております。次に目の最下段2目営業設備費については、次のページをお願いします。節の3段目車両運搬具費につきましては水道事業会計で2台の軽ワゴン車と普通車1台の公用車両を管理しておりますが、その中の軽ワゴン車1台につきまして購入後19年を経過しており走行距離も16万キロ以上となっておりますので、公用車両更新基準に基づき更新をするものです。中ほどの1目企業債償還金 節1企業債元金は、建設改良に係る企業債の償還元金を計上しております。その下節2その他企業債は、令和2年の災害復旧工事すいません災害復旧事業債の償還金を計上しております。資本的収入及び支出は以上でございます。次の48ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となります。1番右の欄当該年度末現在高見込額は、上水道企業債が18億5,751万4,000円、簡易水道企業債が7億4,278万9,000円となる見込みでございます。ページ戻っていただきまして11ページをお願いします。令和6年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額5,455万8,000円、最下段の資金期末残高は6億8,986万1,000円となる見込みでございます。12ページから17ページにつきましては、給与費の明細関係について記載をしております。御覧頂きたいと思えます。続きまして18ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。量水器検針業務及び水道施設管理業務ほか6業務、合計7つの業務につきまして記載をしております。1番上の量水器検針及び施設管理業務については令和5年度から7年度までの3年間の業務となります。また下の枠岡原配水ポンプ場整備工事につきましては令和6年度から令和7年度の2か年で整備を行うものです。19ページをお願いします。このページから21ページは、令和6年度あさぎり町水道事業当年度予定貸借対照表でございます。このページ最下段の資産合計とただいま送ります21ページ最下段の負債資本合計はともに61億6,385万8,705円の見込みでございます。22ページをお願いします。このページと次のページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載をしております。24ページをお願いします。令和5年度予定損益計算書でございます。25ページをお願いします。最下段当年度未処分利益剰余金は2,151万7,000円の見込みでございます。26ページをお願いします。26ページから28ページは令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和6年3月31日で26ページ最下段の資産合計とただいま送りました28ページ最下段負債資本合計はともに54億7,562万5,519円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 確認のためちょっと暫時休憩させていただきます。

(休憩) 午後 4時24分

(再開) 午後 4時26分

◎議長(森岡 勉君) それでは会議を再開いたします。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はいすいません。ただいま説明しました中で間違った説明をしておりましたので訂正をさせていただきます。まず4ページ第8条の職員給与費の額につきまして、先ほど4,696万1,000円というふうに説明いたしました。4,652万1,000円の間違いでございます。4,652万1,000円が正解でございます。それから11ページキャッシュフロー計算書につきまして、資金増加額と資金期末残高について間違った数字を説明しておりました。下から3段目の資金増加額につきましては、5,421万3,000円。最下段の資金期末残高は6億8,951万6,000円となります。以上です。申し訳ありませんでした。

◎議長(森岡 勉君) はい、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

◎議長(森岡 勉君) はい。それでは日程第3、議案第77号令和6年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とします。担当課からの説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長(鬼塚 拓夫君) はい。それでは令和6年度あさぎり町下水道事業会計予算の説明をさせていただきます。まずは2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条 業務の予定量は次のとおりとする。1 年間排水件数 事業所等を含む4,283件。2 年間総排水量 106万3,162立方メートル。3 1日平均排水量 2,913立方メートル。4 主要な建設改良事業 汚水管渠建設費 事業費5,951万1,000円、流域下水道建設負担金 事業費3,257万3,000円。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第1款 下水道事業収益6億3,570万9,000円。支出 第1款 下水道事業費用5億6,310万円。3ページをお願いします。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,416万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額837万3,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,171万1,000円。利益剰余金処分量5,407万7,000円で補填するものとする。収入 第1款 資本的収入2億5,111万9,000円。支出 第1款 資本的支出5億528万円。4ページをお願いします。第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。建設債限度額5,000万円。資本費平準化債4,700万円、計9,700万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は次のとおりと定める。1 営業費用と営業外費用。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。1 職員給与費3,275万2,000円。5ページをお願いします。第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は3億4,544万8,000円と定める。第10条 利益剰余金のうち5,

407万7,000円は、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては27ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。1目下水道使用料 節1突貫下水道使用料、次の節2簡易排水施設使用料 これは令和5年度の実績によりまして下水道料金を計上したものでございます。2目雨水処理負担金 節1雨水処理負担金につきましては、免田地区の一部に雨水処理用の管路が整備されており総務省通知による繰出基準に基づいて一般会計からの負担金として受け入れるものです。次の3目他町村下水道流入負担金 節1他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。次の28ページをお願いします。目の枠2番目 3目国庫補助金 節1特環下水道国庫補助金につきましては、下水道接続の排水設備設置促進事業費の補助率2分の1を計上しております。次の5目他会計補助金 節1特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知に基づく繰入金として一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。次の段の節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で使用料で賄えない部分について繰入れをお願いするものであります。最下段の6目長期前受金戻入につきましては29ページをお願いします。最上段の節1国庫補助金長期前受金戻入から節7その他長期前受金戻入につきましては、下水道管工事などの施設整備にて資産取得の際に受入れました国庫補助金や受益者分担金などを資産の減価償却に合わせまして収益化をするものでございます。30ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。1目污水管渠費でございますが、このページは下水道施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものにつきましては31ページをお願いします。節の最上段節13委託料 下水道施設委託料でございますが町内46基のマンホールポンプの保守点検料、町内6か所の伏せ越し管の清掃委託料また故障時などの緊急的作業の委託料などとなっております。その2つ下節16修繕費 下水道施設等修繕につきましては、下水道管路布設後の道路陥没などが発生した場合の補修費用や加算メーター交換費用などを計上しております。次に3目簡易排水施設費につきましては、深田草津山地区の排水施設の維持管理費に要する経常経費となっております。32ページをお願いします。目4総係費につきましては、この32ページから35ページにかけて事業活動全般に係る一般管理に係る費用を計上しております。35ページをお願いします。中ほどの5目業務費 節18委託料につきましては、量水器検針業務委託を上水道と下水道の検針業務の案分により下水道事業分を計上しております。次の節19手数料につきましては、このページでは各金融機関での窓口納付及び口座振替の手数料などを計上しております。36ページをお願いします。節33排水設備助成金は、住宅の新築による下水道への接続の助成金を計上しております。次の6目流域下水道維持管理負担金 節1流域下水道維持管理負担金につきましては、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金として令和6年度の計画流入水量の処理費用と資本費分の合計額を計上しております。次の7目減価償却費 節1有形固定資産減価償却費と節2無形固定資産減価償却費費につきましては、それぞれ令和6年度分の減価償却費を計上したものでございます。次の8目資産減耗費 節1固定資産除却費につきましては、令和6年度にマンホールポンプ更新工事に伴う除却資産を計上しております。その下2目営業外費用 1すいません1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては37ページをお願いします。最上段の節

1 企業債利息につきましては、下水道事業債並びに簡易排水施設事業債の償還利息及び一時借入金を行った場合の利息を計上しております。次の2目消費税及び地方消費税につきましては、令和6年度の収支見込みや特定収入見込額を算定基礎として消費税納付予定額を計上しております。次の5目過年度損益修正損につきましては、過年度使用料収入分を漏水等で減免を行った場合の還付金でございます。39ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入の部でございます。

1目下水道事業債 節1下水道事業債につきましては、舗装本復旧工事、マンホールポンプ更新工事及び流域下水道建設負担金に係る下水道事業債と過疎債を計上しております。2目資本費平準化債 節1資本費平準化債につきましては起債償還の財源となるものでございます。次の1目他会計出資金 節1他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。下水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。最下段の1目工事負担金につきましては40ページをお願いします。最上段の節1工事負担金につきましては、指定避難所になっておりますもみじ館にマンホールトイレを設置する費用を工事負担金として一般会計から受け入れるものです。次の1目国庫補助金 節1特環下水道国庫補助金につきましては、舗装本復旧工事及びマンホールポンプ更新分を計上しております。次の1目特環下水道分担金 節1特環下水道分担金につきましては、下水道接続に伴う受益者分担金を計上しております。2つ下の1目基金繰入金 節1基金繰入金につきましては、減債基金の一部を取崩しまして起債償還の財源とするものでございます。次に42ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出の部でございます。1目污水管渠建設費 節19工事請負費でございますが、舗装復旧工事、マンホールポンプ改築工事、マンホールトイレ設置工事及び新築等で依頼があった場合の新規公共污水枘設置工事を予定しております。次に5目流域下水道負担金 節1流域下水道建設負担金につきましては、球磨川上流浄化センターの汚泥脱水機改築更新工事、耐水化工事、幹線環境点検調査など13事業が予定されておましてあさぎり町負担分を計上しております。次の1目建設改良企業債元金償還金については、特定環境保全公共下水道事業と簡易排水施設事業に係る償還元金を計上しております。最下段のその他の元金償還金につきましては43ページをお願いします。最上段節1その他の元金償還金については、資本費平準化債と公営企業会計適用債の償還元金を計上しております。次の1目基金積立金 節1基金積立金につきましては、減債基金積立金の利子配当金を計上しております。44ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。1番右の欄当該年度末現在高見込額 建設債が20億6,849万円、平準化債が12億5,476万円、簡易排水施設事業債が306万1,000円、災害復旧事業債が78万8,000円となる見込みでございます。ページ戻りまして11ページをお願いします。令和6年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額2,092万4,000円。最下段の資金期末残高が9,098万5,000円となる見込みでございます。次に12ページから17ページにつきましては、給与費の明細関係になっております。18ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ施設保守点検業務ほか6業務、合計7つの業務につきまして記載をしております。19ページをお願いします。このページから20ページにつきましては令和6年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。このページ資産

の部の最下段の資産合計と次のページの最下段負債資本合計は、ともに99億3,909万4,528円の見込みでございます。21ページをお願いします。21ページと22ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載をしております。23ページをお願いします。令和5年度予定損益計算書でございます。24ページをお願いします。最後に記載しております当年度末処分利益剰余金は8,354万4,511円の見込みでございます。25ページをお願いします。25ページから26ページにつきましては令和5年度予定貸借対照表でございます。令和6年3月31日で25ページ1番右端の数値下から2番目の資産合計、これと次のページ26ページの最下段負債資本合計は、共に102億4,279万7,943円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。明日8日については委員会等の開催のため、また明後日9日と10日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日8日については委員会等の開催のため、また明後日9日と10日は休日のために休会したいと思います。

午後4時48分 散 会